

養老町第一回定例会会議録

平成二十八年第一回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十八年三月四日第一日)

- | | | | | |
|-------|-------------------------------|-------|--------|--|
| 日程第一 | 会議録署名議員の指名 | 日程第十三 | 議案第六号 | 及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第二 | 会期の決定 | 日程第十四 | 議案第七号 | 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第三 | 諸般の報告 | 日程第十五 | 議案第八号 | 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第四 | 議長の辞職許可について | 日程第十六 | 議案第九号 | 養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第五 | 平成二十八年度町長施政方針の説明 | 日程第十七 | 議案第十号 | 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第六 | 専決処分の報告について(養老町営住宅の管理に関する和解) | 日程第十八 | 議案第十一号 | 養老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第七 | 専決処分の承認について(養老町税条例の一部を改正する条例) | 日程第十九 | 議案第十二号 | 養老町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第八 | 養老町行政不服審査会条例の制定について | 日程第二十 | 議案第十三号 | 養老町消防団員等公務災害補償条例について |
| 日程第九 | 議案第二号 | | | |
| 日程第十 | 議案第三号 | | | |
| 日程第十一 | 議案第四号 | | | |
| 日程第十二 | 議案第五号 | | | |

日程第二十一	議案第十四号	例の一部を改正する条例について 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議について	日程第三十二	議案第二十四号	平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算(第二号)
日程第二十二	同意第一号	教育委員会委員の任命同意について	日程第三十三	議案第二十五号	平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算(第三号)
日程第二十三	議案第十五号	養老町老人福祉センターの指定管理者の指定について	日程第三十四	議案第二十六号	平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算(第二号)
日程第二十四	議案第十六号	養老町農村婦人の家の指定管理者の指定について	日程第三十五	議案第二十七号	平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)
日程第二十五	議案第十七号	養老町豊転作技術研修センターの指定管理者の指定について	日程第三十六	議案第二十八号	平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算(第二号)
日程第二十六	議案第十八号	養老町寺町転作技術研修センターの指定管理者の指定について	日程第三十七	議案第二十九号	平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
日程第二十七	議案第十九号	養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定について	日程第三十八	議案第三十号	平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
日程第二十八	議案第二十号	消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更について	日程第三十九	議案第三十一号	平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第二十九	議案第二十一号	平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について	日程第四十	議案第三十二号	平成二十八年養老町一般会計補正予算(第五号)
日程第三十	議案第二十二号	平成二十七年養老町一般会計補正予算(第五号)	日程第四十一	議案第三十三号	平成二十八年度養老町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)

日程第四十二	議案第三十四号	平成二十八年年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第四十三	議案第三十五号	平成二十八年年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第四十四	議案第三十六号	平成二十八年年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第四十五	議案第三十七号	平成二十八年年度養老町上水道事業会計予算
日程第四十六	議案第三十八号	平成二十八年年度養老町公共下水道事業特別会計予算
日程第四十七	議案第三十九号	平成二十八年年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
日程第四十八	議案第四十号	平成二十八年年度養老町介護保険事業特別会計予算
日程第四十九	議案第四十一号	平成二十八年年度養老町介護サービス事業特別会計予算
日程第五十	議案第四十二号	平成二十八年年度養老町後期高齢者医療特別会計予算
日程第五十一	発議第一号	予算特別委員会の設置について
日程第五十二	選任第一号	予算特別委員会委員の選任について
(追加日程)		
日程第一	選挙第一号	議長選挙について
日程第二	発議第二号	野村永一議員に対する議員辞職勧告決議について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

議長	野村永一
新議長	松永民夫
○出席議員	一 北倉義博
	二 岩永義仁
	三 長澤龍夫
	四 大橋三男
	五 三田正敏
	六 吉田太郎
	七 早崎百合子
	八 野村永一
	九 田中敏弘
	十 松永民夫
	十一 林輝見
	十二 青山貞一
	十三 水谷久美子
○欠席議員	なし
町長	大橋孝
副町長	長谷川悟
教育長	並河清次
総務部長	問山孝通
総務部参事兼 総務課長	田中信行

総務部	企画政策課長	西川敏明
総務部	税務課長	渡邊章博
住民福祉部	健康福祉課長	野村博治
住民福祉部	住民福祉課長	高木勉
住民福祉部	子ども課長	松岡弘泰
住民福祉部	生活環境課長	佐藤昌子
産業建設部	産業建設部長	柏渕裕昭
産業建設部	産業建設部参事	高木伸一
産業建設部	農林振興課長	川地豊己
産業建設部	産業建設部企業誘致・商工観光課長	山中秀樹
産業建設部	産業建設課長	前田勝治
水道課	水道課長	桐山一則
会計管理者兼	会計課長	田中隆
教育委員会事務局	教育委員会事務局局長兼教育総務課長	佐藤嘉但
教育委員会	教育委員会議長	久保寺利明
教育委員会	生涯学習課長	西脇正信
教育委員会	スポーツ振興課長	

消防 長 堀田明男
消防 次長 川添公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局 局長 西脇和信
議会事務局書記 稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十八年第一回養老町議会定例会を開

会するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議は、全員出席であります。

ここで、町広報員に限り今定例会の議場内の写真撮影と、報道機関に限り今定例会開会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

それでは、ただいまから平成二十八年第一回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、十番 松永民夫君、十

一番 林輝見君を指名いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第二、会期の決定を議題といたします。

ここで、二月二十四日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 水谷久美子君。

○議会運営委員長（水谷久美子君） 去る二月二十四日午前九時三十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十八年第一回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、三月四日金曜日から三月二十二日火曜日までの十九日間で、本会議開会時間は午前九時三十分と決定いたしました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、平成二十八年度町長施政方針の説明、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の三月十八日金曜日に行うことと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、議長の辞職許可一件、専決処分及び承認二件、条例の制定及び一部改正十三件、共同設置の規約変更に関する協議一件、人事案件一件、指定管理者の指定五件、契約の変更一件、平成二十七年特別会計の繰り入れの変更一件、平成二十七年一般会計及び特別会計補正予算七

件、平成二十八年度特別会計の繰り入れ三件、平成二十八年度一般会計及び特別会計など予算十一件、特別委員会の設置及び委員の選任二件、合計四十八件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、議長の辞職願の取り扱いについては、議会初日に上程し、採決すること。

次に、日程第六、専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）は、地方自治法第八十条第二項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみ受けること。

次に、日程第七、専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）は、議会初日に上程後、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。

次に、日程第八、養老町行政不服審査会条例の制定について、日程第九、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての二議案は、議会初日に一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑を行うこと。

さらに、日程第二十九、平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰り入れの変更についてから、日程第三十六、平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）についてまでの八議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、計十議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

また、日程第三十七、平成二十八年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰り入れについてから、日程第三十九、平成二十八年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰り入れについてまでの三議案は、一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑を行うこと。

さらに、日程第四十、平成二十八年度養老町一般会計予算から

日程第五十、平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一議案は、二月二十九日の議会全員協議会で、新年度予算の内示を終え、定例会初日に町長から施政方針の説明を受けますので、提案理由の説明は省略し、一括議題として上程後、総括質疑を行い、計十四議案を付託する予算特別委員会の設置を議題とし、設置の議決後、議長を除く全議員を委員に選任し、休会中に審査願うこと。

そして、議会最終日には、これら常任委員会及び予算特別委員会へ付託した二十四議案について一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑後、付託議案ごとに討論を経て、採決すること。

次に、日程第十、養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第二十一、大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議についてまでの十二議案は、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑・討論を経て、採決すること。

次に、日程第二十二、教育委員会委員の任命同意については、人事案件につき、議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

次に、日程第二十三、養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてから、日程第二十七、養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの五議案は、議会初日に一括上程し、提案理由の説明のみを受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決すること。

次に、日程第二十八、消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更については、議会初日に上程後、提案説明を受け、質疑・討論を経て採決すること。

なお、議案審査の付託先である予算特別委員会は、三月七日月曜日の午後一時からと、八日火曜日、九日水曜日の午前九時から、総務民生委員会は、三月十五日火曜日の午前九時三十分から、産業建設委員会は、三月十五日火曜日の午後一時三十分から開催するよう、各委員長へ要請すること。

以上のように決定いたしました。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日三月四日から三月二十二日までの十九日間にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日三月四日から三月二十二日までの十九日間と決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十七年十一月分から平成二十八年一月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

また、議会議員政治倫理審査会から審査結果報告が副議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、日程第四、許可第一号につきまして、私ごとでありますので、退場いたしますので、議事進行を三田副議長にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

〔議長 野村永一君 退場〕

○副議長（三田正敏君） それでは、日程第四、許可第一号 議長の辞職許可についてを議題といたします。

この議題は、去る二月十二日、野村議長より三月四日をもって議長の職を辞職したいとの辞職願が副議長に提出されたことによるものであります。

お諮りします。

議長の辞職について、これを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 異議なしと認めます。

よって、議長の辞職については、これを許可することに決定しました。

〔八番 野村永一君 入場〕

○副議長（三田正敏君） お諮りします。

本日の日程の順序を変更して、議長選挙についてを先議いたしたいと思えます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

これより、議案等の配付をいたします。

また、本日の日程の順次繰り下げをお願いいたします。

○副議長（三田正敏君） それでは、追加日程第一、選挙第一号 議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

議長選挙については、いかなる方法がよろしいでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（三田正敏君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 投票による選挙で行いたいと思います。

○副議長（三田正敏君） ただいま田中議員より、投票による選挙を行うよう発言がありましたので、投票によって選挙を行います。議場の出入り口を閉めていただきます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（三田正敏君） ただいまの出席議員数は十三名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第三十二条第二項の規定により、立会人に北倉義博君、岩永義仁君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名でお願いします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（三田正敏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○副議長（三田正敏君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○副議長（三田正敏君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

一番議員から順次投票願います。

〔投票〕

○副議長（三田正敏君） 投票漏れはありませんか。

「ありません」の声あり

○副議長（三田正敏君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

北倉義博君、岩永義仁君、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（三田正敏君） 開票の結果を報告します。

投票総数十三票、有効投票十三票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、松永民夫君十一票、水谷久美子君一票、吉田太郎君一票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は四票です。したがって、松永民夫君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（三田正敏君） ただいま議長に当選されました松永民夫君が議場におられます。会議規則第三十三条第二項の規定により、当選の告知をします。

ここで、当選されました松永民夫新議長より、御挨拶をお願いいたします。

○新議長（松永民夫君） ただいまは、突然の議長の辞職により、後任の議長に選任をされました。二カ月余りの残任期間ではございますが、全身全霊をもって議長の責務を全うする所存でございます。町民の皆様の信頼の回復に全力を尽くしてまいります。そのためには、議員の皆様はもとより、大橋町長を初め、執行部の皆様の絶大なる御指導と御支援を切にお願いを申し上げます。

今定例会は、養老町議会が始まって以来、予算委員会を設置し、三日間にわたって審議することになっております。町民の皆様の負託にしっかりと応え、常に緊張感を持って議会運営に努めることをお誓い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。（拍手）

○副議長（三田正敏君） ありがとうございます。

それでは松永民夫議長、議長席にお着き願います。

〔新議長 議長席に着席〕

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五、平成二十八年度町長施政方針の説明を議題といたします。

ここで町長の挨拶をいただき、続いて町長施政方針の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議員の皆様方には、平成二十八年度第一回定例会を開催いたしましたところ、何かとお忙しい中を御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

また、ただいま新議長が選任をされました。今後とも議会と執行部とが一体となって町民の負託にこたえるべく、安心・安全なまちづくりに邁進してまいりたいというふうに思っています。

今、やっと春も近づいてこよやかなあというような季節になって、やがて桜前線も近づいてくるだろうというふうに思っています。この二十八年度第一回定例会は、二十八年度の予算等、御審議いただく大事な議会でもございます。花粉症も始まっているようにございますし、インフルエンザもまだ蔓延しているように思いますので、お体には十分お気をつけ願いたいというふうに思います。

す。

また、この一般会計、特別会計と今年度予算の審議は、先ほども新議長の方から話もございましたように、特別委員会を設置しての審議ということでございます。しっかりと私どもも提案をさせていただいているつもりでございますけれども、御審議を賜りたいというふうに思います。

それでは、二十八年度の施政方針を述べさせていただきますと思います。

本日、ここに、平成二十八年第一回養老町議会定例会が開催され、新年度予算を初め各般にわたる諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政経営に関する所信の一端と主要施策の概要を申し上げます。

新年度は、第五次総合計画後期基本計画のスタートの年であるとともに、いよいよ来年に迫った養老改元一三〇〇年祭に向けて大変重要な年であります。さまざまな諸課題に的確に向き合い、これまでどおり町民主導、公平・公正という政治信条を貫き、第五次総合計画に掲げる将来像「誇りと愛着が持てる 絆を大切にするまち 養老」を実現するために、引き続き町民一人一人が豊かさを実感できる、そして将来に希望が持てるまちづくりに邁進してまいる所存でございます。

町政の経営方針でございます。

国においては、長引くデフレからの脱却と構造的な問題である少子・高齢化の問題に真正面から向き合い、一億総活躍社会をつくり上げるため、GDP六百兆円、希望出生率一・八、介護離職ゼロをアベノミクスの新たな三本の矢として打ち出し、経済再生と地方創生に取り組む決意を国民に示しました。

地方創生につきましては、国全体の人口減少、東京一極集中、

地域経済の停滞を踏まえ、国・県・市町村それぞれが策定した人口ビジョンと総合戦略を連携させ、縦割りと横の重複を排しながら人口減少を食い止め、地方の可能性を引き出して、その活力を回復させる試みであり、我々にまちづくりの当事者として、自覚と自助努力の覚悟を改めて促すものであります。

平成二十六年の日本創生会議による将来人口推計において、本町を含む全国八百九十六の自治体が消滅可能性都市とされました。急激な少子・高齢化や人口減少が進む中、本町ならではの地域特性、豊かな自然や歴史・文化、人と人とのつながりを生かしながら、安心して子供を産み育てられ、将来に向かつて暮らし続けられるまちにしていくため、本町においても、平成二十七年十月、まち・ひと・しごと創生法に基づき、町人口ビジョンと「絆を大切にするまち養老」創生総合戦略を策定いたしました。

また、平成二十三年に策定いたしました町第五次総合計画（絆プラン）は、中間年を迎えたことから、平成三十二年までの今後五年間のまちづくりに向けて見直しを行っているところであり、平成二十七年末までには後期基本計画を策定いたします。

これらの計画の策定に当たりましては、策定委員会や審議会のほか、中学生を初め高校生、大学生などの若者や四十歳までの方を対象にしたアンケート調査を実施し、御意見などを反映したところであり、多くの町民の皆様を初め、各界の代表者、議員各位の御協力を賜りましたことに感謝申し上げます。

人口ビジョンについては、対象期間を平成二十七年から平成五十二年までの二十六年間として、人口の将来目標を平成五十二年において二万三千人を維持することを掲げております。

人口の減少を抑制するためには、出生数をふやしながら転出者を減らす必要がありますが、未婚率も高まっていることから、急

激に出生率を上げることが困難でございます。そのため本町では、近隣市町に職を求めたとしても、町内に暮らしてもらうことを推奨し、豊かな自然の中で子供を産み育てていただくための環境整備を進めることによって、人口減少を最小限に食い止めるまちづくりを進めていくこととしております。

総合戦略については、対象期間を平成二十七年年度から平成三十一年度までの五年間として、国・県の政策分野に沿った五つの基本目標及び十三の具体的な施策を掲げ、基本目標ごとの成果指標及び施策に対する重要業績評価指標を盛り込んでおります。

さて、第五次総合計画後期基本計画及び総合戦略では、重点プログラムとして養老改元一三〇〇年プロジェクト（新生養老まちづくり）の推進及び地域自治町民会議の設立と協働の推進を位置づけております。

新生養老まちづくり構想については、養老改元一三〇〇年という百年に一度の記念の年を迎えることを好機と捉え、今を生きる町民が本町の貴重な歴史や地域資源を再認識し、それを有効に活用して、夢のある養老町としてまちづくりを進めていくものでございます。これまでの、養老をテーマにした多くのまちづくり事業とともに、養老公園を中心とする養老山麓周辺の再整備などを住民や事業者と行政との協働で進めてまいります。そして、本町の資源を生かして産業の活性化や雇用の創出に結びつけることや、若者が夢を持って暮らし続けることができる取り組みを進めてまいります。

特に、養老改元一三〇〇年祭については、元正天皇の行幸と養老改元から千三百年、「時を超えて息づく親孝行と若返りのふるさと」をテーマに、本町の特徴から「絆」「歴史」「自然」「健康」の四つをキーワードに、本町だけが有するさまざまな魅力を

イベントを通して全国に発信し、健康に暮らせる町としての事業を展開してまいります。

来年の本祭に向けて、平成二十七年年度から三カ年のステップでの事業展開を予定しておりますが、町民の皆様には十分御理解をいただいていない部分もあり、盛り上がりには欠けているなどの御指摘もいただいていることから、特に広報活動に力を入れてまいります。

さて、本町では、東海環状自動車道の養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間の建設や周辺道路の整備が着実に進んでおり、そうした整備によって、物流網強化による企業誘致の促進や新たな雇用の確保、観光需要の拡大など、本町の活性化に大きく寄与するものと期待しているところでございます。

しかし、四書五経の一つ「孟子」の中に「地の利は人の和にしかず」という有名な言葉がございます。これは、いかに土地の形勢が有利であっても、一致団結している人々の力には及ばないことを意味しております。町民の皆様の結束力をさらに高めていかなければ、せっかくの地の利も生かすことはできないばかりか、人口減少時代における自治体間競争に勝ち抜くことはできません。第五次総合計画後期基本計画及び総合戦略では、それを動かす原動力、推進する力として、地域協働の力を位置づけるとともに、「チェンジ」をキーワードとして掲げ、町民のまちづくりに対する意識の変化・改革が大切であると位置づけております。

平成二十七年四月には、町内で初となる上多度地域自治町民会議が設立されました。町民が安心して暮らし続けられる魅力ある地域を実現するためには、これまで以上に町民がお互いに、そして町民と町が、それぞれが持つ特性を生かしながら補完し合い、協力して地域課題の解決に当たることが大切であります。

まちづくりを進めていく原動力は、行政の力だけではなく、市民の皆様一人一人のお力でございます。地域協働により一体的に推進することによって、将来にわたって安心して住み続けることができる魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと存じます。

次に、平成二十八年度予算編成についてでございます。

本町の財政状況につきましては、平成二十六年度の経常収支比率は八七％と依然として高い水準にあり、社会福祉や児童福祉などの扶助費や公債費などの義務的経費が増大しております。また、実質単年度収支も二年連続で赤字となるなど、極めて厳しい状況が続いておりますが、懸案事項の推進に向けて、平成二十七年に引き続き積極型の予算編成となりました。

新年度の予算規模につきましては、一般会計が前年度比一・〇％減の百八億五千万円、国民健康保険特別会計など九つの特別会計及び企業会計は、八・六％増の九十億九千四百四十万円で、総額は、前年度比三・二％増の百九十八億九千六百四十万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、昨今の景気動向を踏まえ、町税は、前年度比〇・二％増の三十四億二百八十一万円を、また地方消費税交付金は、前年度比九・三％増の四億九千四十万円を計上いたしました。

地方交付税については、平成二十七年度の実績と新年度の地方財政計画を踏まえ、前年度比一・〇％増の二十一億九千二百万円を見積もり、町債については、地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に四億五千万円を見込み、広幡保育園の耐震化など児童福祉施設整備事業債に七千五百十万円、道路整備事業として地方道路等整備事業債に九千八百三十万円、社会資本整備総合交付金事業債に六千四百八十万円など、総額で前年度比一九・

九％減の七億七千三百七十万円を計上いたしました。

それでは、予算の概要について、第五次総合計画に掲げる四つの主要施策を中心に順次御説明を申し上げます。

最初に、「輝く人のまち【人】」でございます。

まず、学校教育についてであります。

児童・生徒の未来のために、生きる力をより一層育むことを目指し、家庭や地域社会と連携を図りながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成の調和のとれた教育に取り組んでまいります。特に、児童・生徒一人一人を一層大切にし、望ましい人間関係を築く力を高めるとともに、基礎的・基本的な知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力などの育成のバランスを重視して、児童・生徒一人一人がみずから学ぶ力を身につけてまいります。人権教育や単独校給食、保・幼・小の連携など、養老町教育のよさを継続し、さらに発展させてまいります。

また、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業とも関連しておりますが、ふるさとを理解し、ふるさとを愛する心を涵養するためテキスト「ふるさと養老」を、関係者のお力添えにより完成させます。そして平成二十九年度からの土曜授業で、全ての小・中学校で活用していけるよう、準備を進めてまいります。

学校と地域の皆様が同じ方向を向き、学校と地域が一体となって子供を育てていくためのコミュニティ・スクールについては、新年度で全ての小学校で指定となります。中学校においては、平成二十九年度に指定できるよう準備を進めてまいります。

さらには、ICT教育の推進のための環境づくりとして、引き続き小学校においてLAN工事やタブレット端末の整備を実施して、授業の質の向上に努めてまいります。

幼稚園教育については、心豊かでたくましく生きる子の育成を

目標に、小学校教育への円滑な移行を推進するために、保育園や小学校、家庭や地域社会と一体となって健全育成に取り組みます。次に、生涯学習についてであります。

町民一人一人の自発的な学習活動を促進するとともに、みずからの能力を開発し、生きがいを持ち続ける社会人を育成していくことが大切であります。このため、拠点施設である中央公民館や地区公民館を中心にして、町民の学習ニーズに対応した学習機会の拡充のための情報を提供してまいります。国際学習会館においては、小学生を対象に英語に触れる機会を拡充するため、A L T 及びボランティアの協力を得て、引き続きサマースクールを開講いたします。

また、新生養老まちづくり構想に掲げる親孝行の心を育むまちづくりの一環として、引き続き「家族の絆・愛の詩」を全国から募集するとともに、町内の小・中学生を対象に親孝行作文を募集し、思いやりと感謝の心を大切に、明るいまちづくりを目指してまいります。

さらに、養老「まちの宝物四十六選」をもとに、町子ども会育成協議会と連携し「養老かるた」を作成するとともに、かるた大会を開催し、郷土の歴史や文化を後世に伝え、郷土愛の醸成を目指します。

学習格差を解消するため、文部科学省が推進する子供の貧困対策の一つに掲げられた事業、地域による学習支援を、ボランティアの協力を得て、年に十回程度、土曜日に実施してまいります。

国際化・国際交流については、町国際化推進指針に基づき、広く住民の参画を求め、協働により国際化を進めてまいります。国際交流では、七月に友好都市であるドイツ連邦共和国バートゾーデン・アム・タウヌス市のスポーツ交流団をお迎えし、九月には

本町の交流団を派遣して一層の親善を深めてまいります。

また、ことしの秋には、「第二十一回岐阜県文楽・能大会よろう二〇一六」が本町で開催されます。この大会を通して、多くの町民の皆様に、文楽・能のすばらしさと、それを伝承されている方々の心に直接触れていただき、地域の活性化と町民文化向上の糧にしていきたいと存じます。

次に、スポーツ振興についてであります。

町スポーツ推進計画の一層の推進を図るため、町スポーツ連盟や関係団体と連携し、「一町民一スポーツのまち・養老」の実現を目指してまいります。

特に本年はオリンピックイヤーであることから、スポーツに関する機運が高まっておりますので、本町でもこの機を生かし、地域スポーツクラブ創設に向けたスポーツ愛好者の育成と、幼少期の体力向上につながる教室などを開設してまいります。また、スポーツ施設の環境を整備し、スポーツの力によって健康な体で心豊かな生活ができるスポーツの町となるように努めてまいります。スポーツ少年団活動については、引き続き研修を充実させ、指導者にも団員にも正しいスポーツの心が育成されるよう働きかけてまいります。

次に、人権擁護の推進についてであります。

平成二十七年三月に第二次改定いたしました町人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、差別や偏見の解消に向けて人権週間中に、町人権推進大会を開催いたします。

福祉センターについては、地域における福祉・文化の向上、人権啓発及び教育の拠点施設であり、開かれたコミュニティセンターとして各種事業を推進してまいります。なお、今後、地域住民と行政との協働意識の醸成に努めながら、おおむね十年以内をめ

どに地域の住民みずからがこのセンターを運営し、自主的、主体的な活動拠点として有効に活用されるよう、協議を一層進めてまいります。

男女共同参画については、町第二次男女共同参画プランに基づき、男女の人権が尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるよう取り組んでまいります。そのために、男女共同参画社会推進大会の開催や女性団体に対する支援など、町民とともに社会情勢に対応した各種事業に積極的に取り組んでまいります。

次に、「活力のあるまち【基盤】」についてでございます。

まず、公共交通機関の充実についてであります。

養老鉄道については、町民の通勤・通学や交通弱者の移動手段として重要な交通機関であることから、鉄道を存続させるために、引き続き近鉄と沿線七市町で赤字相応分を負担するとともに、修繕などに係る経費の一部についても、国・県とともに支援してまいります。また、近鉄から求められている平成二十九年からの新たな事業形態による運営については、この三月二日、近鉄との基本合意が成立したことから、本年度末の詳細を定めた確認書の取りまとめに向け、協議を加速してまいります。

また、大垣多良線及び海津線の二つのバス路線については、関係市町で赤字額に対する金銭支援を引き続き行うとともに、路線の見直しや利便性向上などの協議を進めながら、路線の維持に努めてまいります。

オンデマンドバスについては、今後も利用者の意見を広く取り入れながら、これまでの運行実績のデータを活用・解析し効率のよい運行を検討するなど、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

次に、国道などの道路整備事業についてであります。

名神・東名高速道路などと連結し広域的なネットワークを形成する東海環状自動車道は、地域経済の発展や地域間の連携強化などに大きな効果が期待されており、本町を含む沿線地域のさらなる発展には、早期の全線開通が不可欠であります。

このような状況の中、養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間については、上部工の架設に着手され、養老改元千三百年を迎える平成二十九年の（仮称）養老インターチェンジ開通に向けて、国により鋭意工事が進められております。また、（仮称）養老インターチェンジ以南、県境間については、早期の工事着手を引き続き国へ強く要望してまいります。

さらに、名神高速道路の養老サービスエリア内に設置を予定しておりますスマートインターチェンジについては、地域の方々の理解を得ながら、引き続き事業の進捗を図ってまいります。

次に、県道関係の整備についてであります。

南濃・関ヶ原線の石畑地区については、石畑交差点の改良事業が平成二十九年の完了に向け、着々と工事が進められております。また、大垣・養老公園線の養老橋交差点の改良については、用地の取得が完了しており、平成二十八年度より工事に着手する予定で進められております。さらに養老・平田線については、（仮称）養老インターチェンジ以西において、平成二十九年の完成に向けて道路拡幅工事が順次進められております。近隣市町との地域間交流や経済活動を支える基盤として重要な県道については、渋滞緩和や安全対策としての道路整備を引き続き県へ要望してまいります。

続きまして、町道整備についてであります。

町道は、町民の日常生活を支える基盤として重要であり、厳し

い財政状況ではありますが、社会資本整備総合交付金を活用し、緊急度の高い箇所から改良・拡幅・舗装工事に積極的に取り組んでまいります。また、橋梁及び舗装などの道路施設については、道路法に基づく定期点検を実施し、施設の適切な維持管理、長寿命化を図ってまいります。

次に、市街地、集落環境についてであります。

東海環状自動車道（仮称）養老インターチェンジの完成に伴う波及効果を生かす整備を推進するなど、新規土地需要に対応した土地開発への適正な指導を行ってまいります。

続いて、住宅などの耐震化についてであります。

木造住宅の耐震診断については、無料耐震診断制度及びその後の耐震補強工事補助事業を活用していただけるよう、引き続き周知を図ってまいります。

空き家対策については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、国・県とも協議しながら適切な対応を行ってまいります。また、空き家の実態把握を進め、人口減少対策や定住人口を確保するための活用などを検討してまいります。

次に、公営住宅についてであります。

特定公共賃貸住宅は、空き室対策の一環として、社会情勢を考慮した入居者資格の緩和や、部分的転用により公営住宅に準じた管理を行うなどの取り組みを進めてまいります。

改良住宅については、家賃滞納者及び不適正入居者などに対する対策として、引き続き弁護士など専門家の意見を聞きながら、法的措置を含む取り組みを行い、適正な管理に向けて強い姿勢で臨んでまいります。

次に、上下水道事業についてであります。

上水道事業は、水道利用者の皆様に安全で、より質の高い水を

将来にわたって効率的かつ安定的に供給するという使命のもと、日常生活を送る上で重要なライフラインの役割を担っております。将来発生が危惧される災害に備えて、耐震管への布設がえを引き続き実施してまいります。上水道未整備地域の西小倉地区については、平成二十九年二月の供用開始に向けて、配水池建設及び拡張工事を実施してまいります。

下水道事業は、県が（仮称）汚水処理施設整備構想の策定に向けて、基本方針（案）及び市町村作業マニュアル（案）を作成したことを受け、本町においても町下水道基本構想の抜本的な見直しを行ってまいります。また、中部処理区の面整備完了区域の未接続世帯に対しては、引き続き啓発活動を行い、接続率向上を目指してまいります。

生活排水対策については、高度処理型合併処理浄化槽の設置費用及び単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換費用に対する補助を引き続き実施し、浄化槽人口普及率の向上を図り、河川や池沼などの水質保全の改善を進めます。

次に、農林業の振興についてであります。

我が国の農業施策については、国において農林水産業・地域の活力創造プランに基づく米政策の見直しなど大きな転換期を迎えております。

本町においても、農業従事者の高齢化や農業経営の効率化など多くの課題があり、特に主食用米など農産物の価格低下に伴う農業所得の減少に対応した水田農業経営の体質強化が重要となっていることから、水田農業ビジョンや農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を指針として、本町の農業の持続的発展に向けて取り組んでまいります。

一方、TPPについては、関係国との交渉が大筋合意に至り、

国内農産物価格や農業所得への影響が懸念され、農業を取り巻く環境はさらに厳しくなるものと思われることから、TPPの発効に備え、その動向を注視するとともに、その施策の積極的な活用を図ってまいります。

水田経営所得安定対策については、水田農業の担い手の育成強化を図るため、県の補助事業である元気な農業産地構造改革支援事業の活用及び町単独事業の担い手支援事業を実施し、稲作農業の生産コスト低減の取り組みを支援してまいります。

また、就農意欲のある青年就農者の育成を図るため、青年就農給付金を交付するとともに、農地の有効利用や農業経営の効率化と農地利用の一層の集約化を図るため、農地中間管理事業による機構集積協力を活用して、農地集積の加速化を促進してまいります。さらに、水田農業の競争力強化と強い農業づくりを推進し、共同利用施設の高度化・再編などの取り組みを支援するため、平成二十七年度において事業採択されなかった競争力生産総合対策条件整備事業費を新年度において事業要望するとともに、再度、所要額を計上いたしました。

農業振興地域整備計画の全体見直しについては、平成二十五年から実施してまいりました、関係する基礎調査や変更整備計画をもとに、国・県との調整、協議を進めてまいります。

養老改元一三〇〇年プロジェクト事業については、都市との交流を促進するため、稲作体験やヒョウタン栽培など農業体験イベントを充実させ、あわせて農業・農地の有効活用を図ってまいります。また、平成二十七年から法制化された、多面的支払交付金事業による農業・農村の地域維持活動や農地などの保全活動を実施する組織に対し、引き続き支援を行ってまいります。

土地改良事業については、平成二十六年から工事着手されて

いる県営かんがい排水事業（東八間地区）による幹線水路整備の促進を図るとともに、平成十五年度から事業実施されている県営広域営農団地農道整備事業（西南濃三期地区）による農道整備の早期完成を目指してまいります。また、町内土地改良区の合理化・体制強化を含めた統合整備の推進については、土地改良区合理化調査検討委員会における基盤整備の未整備地域の整備が必要との意見を踏まえ、新たな土地改良事業計画の検討も含め、引き続き協議を重ねてまいります。

畜産業については、家畜伝染病の発生子防や人畜共通伝染病の進入防止など、畜産農家への衛生指導を徹底し、畜産物の安定供給に努めるとともに、生乳生産基盤の強化を図るため、乳用初妊牛の増頭や後継牛の確保対策として酪農振興対策支援事業を実施してまいります。

食肉事業センターについては、老朽化が懸念されているところですが、食の安全・安心の確保を最優先として衛生管理の徹底を図り、危害の発生防止に努めてまいります。また、新施設の建設促進については、食肉処理施設を取り巻く厳しい情勢に対応するため、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会による関係者との協議を進め、早期に事業着手できるよう取り組んでまいります。

次に、商工業の振興についてであります。

町内で頑張る中小企業及び事業者を応援するため、町商工会と連携しながら、引き続き各種事業を支援し、地域経済の活性化を促進してまいります。

また、企業立地の促進については、誘致体制の強化を図り、現行の企業立地奨励金制度の見直しや新たな優遇措置などを検討してまいります。

さらに、養老町の特産品ブランド認証制度については、平成二

十七年度に九品目の認証を行いました。関係者と引き続き普及促進に努めてまいります。

次に、観光事業については、養老改元一三〇〇年祭に向けて、来訪者が安心して滝の散策ができるよう、養老三滝整備の一環として、直江の滝・森林散策道を整備するほか、行幸跡地の周辺整備、さらには滝谷沿い店舗への支援など、来訪者に対するおもてなしの場を提供できるよう取り組んでまいります。また、広域連携による県内外の観光キャンペーンや外国人誘客にも積極的に取り組み、さらなるPR活動を展開してまいります。

次に、「安心・安全なまち【暮らし】」でございます。

まず、子育て支援についてであります。

保護者の就労状況や家庭の状況など個々のニーズに柔軟に対応できるように、町子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼稚園・保育園の連携強化や認定こども園への移行について、町子ども・子育て会議において引き続き審議し、段階的に取り組んでまいります。

保育環境の整備・充実に図るため、社会福祉法人池辺育心会の行う池辺保育園の改修工事に対する補助を行うとともに、広域保育園の耐震化工事を施工します。

また、第三子以上の出産に対する出産祝い金支給事業や私立保育園に対する牛乳飲用事業などの補助事業に引き続き取り組むとともに、子供及びその保護者や妊娠している方に対して、これまで実施してきた地域子育て支援拠点事業に加え、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供や相談、助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する利用者支援事業を開始するための準備を進めます。

婚活支援については、婚活サポーター制度を広く周知して活用

されるよう、平成二十七年度に、一般向けとサポーター専用のサイトを開設いたしましたので、引き続き結婚を希望する人に情報を提供してまいります。

また、移住・定住を促進するため、本町に住みたい、住んでみたいという特に子育て世帯が、住宅を新築または購入などによって取得された場合の費用の一部を助成してまいります。

次に、健康づくりについてであります。

平成二十七年度に設置いたしました養老町健康なまちづくり推進会議の協力を得ながら、健康づくり施策のななめであるロコモ（運動器症候群）、メタボ、認知症、がん、歯と口腔対策を積極的に進めてまいります。特に、がん、心疾患、脳血管疾患が死因の六割を占める状況にあることから、重症化予防の啓発、各種健診とあわせて要精密検査未受診者への受診勧奨を精力的に実施いたします。

また、白血病などの血液難病治療に係る骨髄等の提供を支援するため、骨髄移植ドナー等助成事業をスタートいたします。

母子保健対策については、不妊に悩む夫婦の妊娠・出産の希望を実現し経済的負担を軽減するため、これまでの特定不妊治療に加え、一般不妊治療、人工授精の助成を拡充するとともに、切れ目のない妊娠、出産、子育てに係る相談支援を強化し、不妊の悩みや不安などの軽減を図ってまいります。

また、地域医療の充実を図るため、急性期病院である西美濃厚生病院が実施する救急指定病院運営事業に対し、国の財政措置に基づき助成を引き続き行ってまいります。

国民健康保険については、国民皆保険制度の根幹としての重要性に鑑み、今後も被保険者の年齢構成の高齢化により医療費の上昇が予想されることですが、持続可能な保険財政の運営を図る

ため、特定健診の受診や医療機関へのかかり方、生活習慣の見直しなど、疾病の早期発見・早期治療についての啓発に努めてまいります。

次に、地域福祉についてであります。

生活困窮者を対象とした就労等自立に関する相談を、県やハローワークなどの関係機関と連携して引き続き行います。また、地震や風水害などの災害時に支援が必要な方に対し、避難行動要支援者の登録を積極的に勧奨し、登録者名簿を整備してまいります。次に、高齢者福祉についてであります。

第六期町介護保険事業計画に基づき、平成二十七年に小規模特別養護老人ホーム及び認知症グループホームの整備事業者を公募し、それぞれ選定を行いました。各事業所とも平成二十九年三月の開所を目指し、国の補助金を活用し施設整備が進められます。また、平成二十九年度の新しい総合事業の開始に向け、介護予防につながる有効な制度設計を進めてまいります。

高齢者の見守りについては、町内複数の事業所と高齢者の見守り活動に関する協定を締結し、安心・安全な生活を支援してまいります。

後期高齢者医療については、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とする、ぎふ・すこやか健診に加え、生活習慣病と歯周病との関連が深いことから、口腔機能低下や肺炎などの疾病予防を目的とした、ぎふ・さわやか口腔健診を引き続き実施いたします。地域包括支援センターについては、生きがいを持ち豊かな人生を送るため、介護を必要とせず地域で豊かに自立した生活ができるよう、地域包括ケアの実現に向けた新たな取り組みを始めます。これまでの介護予防事業を全面的に見直し、運動・口腔・栄養カリキュラムを統合した、まるごと介護予防教室、認知症・閉じこ

もりなどの予防を目的とした、認知症・閉じこもり予防教室、健康体操とロコモを組み合わせた運動、認知機能向上教室を実施してまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

障害者プランに基づき、自立支援サービスの充実を図るとともに、次期プランの策定に向けたアンケート調査などの準備に取り組んでまいります。また、重度心身障害児者サービス円滑利用事業を実施し、重度障害児者の安全・安心の場と保護者の負担軽減を図り、日中一時支援事業が利用しやすくなるようにしてまいります。

このほか、国は、平成二十七年に続き、新年度においても臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金を給付するとしていることから、所要額を計上いたしました。

次に、環境対策についてであります。

健康に有害な放射性物質や微小粒子状物質の測定・監視を県と協力し継続するとともに、警察署と連携して野焼きに対する監視を強化するなど、大気汚染防止に取り組んでまいります。

また、地球温暖化防止対策として、二酸化炭素の発生を抑制するため、家庭や事業所における省エネ化を推進してまいります。ごみの減量化については、平成十九年度に策定いたしました、ごみ処理基本計画が最終年度を迎えることから、ごみ減量化推進協議会において見直しを行い、一般廃棄物の適正な処理の方針及び施策に反映してまいります。そして、資源ごみの回収については、分別を徹底し、再利用・再資源化の向上と環境負荷軽減に取り組んでまいります。

一方、鳥獣害対策については、農作物被害や生活環境などへの影響を軽減させるため、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して、

猟友会による鳥獣駆除実施や防護柵の設置をふやすなど、さらなる有害鳥獣駆除に取り組んでまいります。

また、森林の整備については、災害に強い森林づくりや森林の適正な保全を図るため、治山事業の実施について引き続き県に要望するとともに、町森林整備計画に基づき、清流の国ぎふ森林・環境税を活用して間伐などの森林整備を進めてまいります。

斎苑「清華苑」については、利用者の利便性の向上を図るため、第二駐車場のアスファルト舗装工事及びAEDの設置を行ってまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

高齢者の交通事故を防止するため、引き続き体験型の高齢者交通安全大学校を実施するほか、子供を対象にした交通安全教室や出前講座を開催するなど、町民の交通安全に対する意識の高揚を図ります。また、カーブミラーや視線誘導標などの交通安全施設の整備を積極的に進め、ソフトとハードの両面を充実させるとともに、警察署などと連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、消費者行政についてであります。

消費者が安心・安全に暮らせる地域社会づくりを目指し、消費トラブルの未然防止のため、引き続き啓発活動に取り組みとともに、専門相談員を配置するなど、消費生活相談窓口体制を強化してまいります。

次に、防災対策についてであります。

治水対策については、牧田川の大巻地区、大野地区において堤防補強工事が予定されており、烏江・栗笠地内においても金草川樋門改修工事に向けた用地買収が引き続き予定されております。

また、平成二十七年九月に発生した関東・東北豪雨では、利根

川水系の多くの河川が氾濫し、その周辺に甚大な被害をもたらしました。本町でも洪水などの災害に備えて、緊急用資材の備蓄やヘリポートなどの機能を有した災害復旧活動のための河川防災拠点の整備が大巻地内で進められているところですが、現在、地盤改良工事が終わり、土盛り工事の着手が予定されております。洪水などの災害から生命と財産を守り、安全で安心な生活環境を確保するため、河川整備の推進などを引き続き国や県へ強く要望してまいります。また、大雨による災害が発生するおそれがあるとき、または発生したときに迅速な対応ができるように水防訓練を実施してまいります。

土砂災害対策については、災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の向上を目的として、土砂災害を想定した防災訓練を実施してまいります。

また、災害時における町民への重要な情報伝達手段の充実を図るため、防災無線の内容を電話で確認することができるよう音声自動応答装置の導入を図ります。なお、県においては、災害時の通信手段として運用されている県防災情報通信システムの老朽化により、更新整備が進められております。

災害時における支援協力については、平成二十七年度、災害時に無料で外部との連絡がとれる発信専用の災害時優先電話回線の設置などについて、関係企業と覚書を締結いたしました。今後、さらなる協力体制の構築を図り、災害に備えてまいります。

また、自助・共助を基本とした災害活動を実施できるよう、引き続き自主防災組織への資機材整備に対する補助や、地域における防災力向上に資する人材の養成を推進するための防災士資格取得費用の補助について継続してまいります。

消防・救急については、災害や事故の態様は複雑・多様化して

おり、地域は自分たちで守るという自主防災の基本理念に基づき、町民の自助・共助意識の高揚に努めるとともに、消防団や女性防火クラブなどの連携を密にして、地域一丸となった防災体制の確立を図ってまいります。また、地域防災のかなめである消防団の団員確保は依然難しい状態が続いておりますが、今後も町民の理解を得ながら、その定数維持に努めてまいります。

消防団の機能向上のため、消防ポンプ自動車一台を更新するほか、平成二十五年十二月に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、ヘッドライトを整備してまいります。また、消防団員の団結力と士気の高揚を図るため実施しております、トビはしご登りの訓練を引き続き実施してまいります。

消防本部については、平成二十五年度から三カ年にわたり進めてきました指令棟庁舎、高機能消防指令センター及び消防救急デジタル無線の整備が完了いたしましたので、本格運用を行うてまいります。消防庁舎の耐震については、消防庁舎耐震補強計画に基づき、基本設計に着手し順次進めてまいります。また、救急体制の充実・強化を図るため、消防施設整備計画に基づき、高規格救急自動車一台を更新いたします。

さらに、高齢化の進展や生活習慣病などによる疾病構造の変化などの影響により、年々増加する救急需要や救急業務の高度化に対応するため、救急救命士及び隊員の再教育研修を実施し、最新の知識や技術を習得させることにより救急救助体制の充実・強化を図ってまいります。また、救命率の向上や町民による救護体制の確立を目指し、学校や区、事業所、各種団体などに普通救命講習の受講を呼びかけるなど、地域で支える救急体制の確立に取り組んでまいります。

最後に、四番、「地域経営の推進」でございます。

まず、養老改元一三〇〇年プロジェクトについてであります。新生養老まちづくり構想による養老の郷づくりについては、三つのエリアに分け施策を講じているところであります。

養老山麓から温泉施設のある田園エリアについては、健康増進や移住・定住の促進に向けて、農地や温泉などの地域資源を活用した整備を行い、農業・福祉・予防医療の拠点を形成していくこととしており、平成二十六年に国土交通省中部地方整備局より重点「道の駅」候補に選定されたことから、本町らしい魅力あるものを整備するため整備推進委員会を設置し、整備基本計画を策定しながら、住民、事業者、行政などとの協働で進めてまいりたいと存じます。

養老改元一三〇〇年祭については、来年の本祭開催に向けて、親孝行のふるさとフェスタや養老の宝物体験型博覧会などのイベントを充実させてまいります。また本祭では、「地域の日」を設定し、地域から一三〇〇年祭を盛り上げていただくことを予定しております。

次に、住民参画と地域協働についてであります。

先ほども申し上げましたが、平成二十七年四月には、町内で初となる上多度地域自治町民会議が設立され、地域まちづくり計画の策定も進められているところです。新年度には、笠郷地区においても設立が予定されており、引き続き協働の理念の浸透を図り、町内全域で自治町民会議が設立されるよう、各地域における主体的な取り組みを支援してまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

町行政経営改革プランについては、町第五次総合計画を受ける形で策定しており、平成二十七年間に五年間の計画期間が終了い

たします。総合計画の見直しを踏まえ、これまでの取り組みの検証と今後の行政経営改革の方向性の整理を行い、新たなプランを策定し、さらなる住民サービスの向上と効率的・効果的な行政経営の両立を目指してまいります。

また、公共施設の長寿命化を図り適正な管理をするため、平成二十七年より公共施設等総合管理計画の策定作業を進めておりますが、既存の公共施設の機能や役割、利用実態、維持管理コストなどを多角的に検証し、必要性や効果の低下しているものや有効活用が図られていないものなどについては、廃止を含めた検討をしてまいります。

広報・広聴活動については、町民記者の協力を得て、町民目線で見やすい広報紙づくりに努めるほか、フェイスブックなどのSNSを活用しながら、タイムリーに情報を広く発信してまいります。

戸籍及び住民基本台帳事務については、登録・公証するための重要事務であり、法令遵守と個人情報保護に留意しながら正確かつ迅速な事務に努めてまいります。

また、本年一月から社会保障・税番号制度の運用が始まり、さまざまな行政手続の際にマイナンバーを取り扱うこととなりますが、町民の皆様が安心してこの制度を御利用いただけるよう、セキュリティ対策を徹底するなど安全性を高めるとともに本制度の周知を図ってまいります。

最後に、自主財源の確保についてであります。

税金については、国による経済対策により消費税増税の反動が和らいでいることから経済は持ち直し傾向にあります。本町においてはその影響力は弱く、総額として前年度と比べ微増となるものと見込んでおります。

歳入の根幹をなす町税につきましても、住民サービスを安定的かつ継続的に行うために必要不可欠な財源であり、この確保には、適正課税及び自主納付の推進を基本に取り組みとともに、コンビニ収納による納税者の利便性を図りながら、徴収嘱託員による徴収体制の強化により収納率の向上に努めてまいります。また、公平・公正な税負担の観点から、滞納者に対し厳しい姿勢で取り組み、引き続き恒常的な滞納者に対して財産調査を行い、滞納処分を実施するとともに、県への税務事務職員の派遣などにより職員のスキルアップを図ります。

各種料金の滞納についても、税の滞納者と重複している事例が多いことから、滞納管理の一元化を進め、徴収推進室を中心として全庁的に滞納額の縮減を図り、自主財源を確保してまいります。ふるさと納税については、平成二十七年導入いたしましたインターネットによるクレジットカード決済により、利用者が格段に増加したことから、引き続き寄附をしやすい環境を整えるとともに、今後も寄附者に対し、お礼としてお贈りする特典を提供いただける協力企業を積極的に募集し、魅力ある寄附金制度の拡充に努めてまいります。

以上、町政経営の所信の一端と主要施策について申し述べてまいります。

議員各位及び町民の皆様のご理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（松永民夫君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は十一時十五分といたします。

（午前十一時〇二分 休憩）

（午前十一時十五分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を閉じ会議を再開します。

それでは、日程第六、報告第一号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）を議題といたします。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 報告第一号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の概要を説明させていただきます。

この和解につきましては、町営住宅家賃を滞納している者の中で、住宅明け渡し請求書にて家賃滞納の支払い及び住宅の明け渡しを催促した者のうち、訴えの提起後、相手方より分割で滞納金を返済するので和解したいとの申し出があったため、平成二十八年一月十九日に、岐阜地方裁判所大垣支部において裁判上の和解が成立したため、専決処分をいたしました。

和解した事項については、別紙専決処分書のとおりになります。以上、報告第一号 専決処分の報告について（養老町営住宅の管理に関する和解）の説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第七、承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の提案説明をさせていただきます。

平成二十七年十二月十八日付総務省通知により、番号制度における地方税分野の個人番号利用手続の一部において、本人確認手続等の負担を軽減することを目的にその記載が不要とされ、第三十三条及び第百十八条の二における個人番号の記載について改めるもので、養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正し、平成二十七年十二月二十八日、専決処分したものであります。

なお、施行日につきましては、平成二十八年一月一日とするものでございます。

以上で、承認第一号 専決処分の承認について（養老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第八、議案第一号と日程第九、

議案第二号の二議案は、本日は、一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第八、議案第一号 養老町行政不服審査会条例の制定についてと日程第九、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての二議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） それでは、ただいま上程を賜りました議案第一号 養老町行政不服審査会条例の制定についての説明をさせていただきます。

行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立ての制度を規定する行政不服審査法が、公正性や利便性の向上を図る観点から、平成二十六年六月に全部改正され、平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、同法の規定に基づき、不服申し立てを諮問する第三者機関として行政不服審査会の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足をさせますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、御説明をさせていただきます。

行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為に関する不服

申し立ての制度を規定する行政不服審査法が、公正性や利便性の向上を図る観点から、平成二十六年六月に全部改正され、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とともに、平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、関係条例として、養老町個人情報保護条例、養老町情報公開条例、養老町行政手続条例、養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例、養老町職員の給与に関する条例、養老町固定資産評価審査委員会条例、養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例、養老町消防団員等公務災害補償条例の八条例でございます。

詳細につきましては、担当課長に補足させますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 補足説明、田中総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第一号の養老町行政不服審査会条例の制定について、順を追って御説明申し上げます。

まず、第一条につきましては、行政不服審査法第八十一条第二項の規定により、養老町行政不服審査会を設置することについて定めるものでございます。

次に、第二条につきましては、本審査会の所掌事務について定めるものでございます。

次に、第三条につきましては、本審査会を組織する委員の数を定めるものでございます。行政不服審査法では、委員の数について、審理の公正性の確保を図り調査審議の効率化を確保する観点から、三名の委員による合議体で行うことを基本としていることから、同じく三名と定めたものでございます。

第四条につきましては、本審査会の委員の委嘱について定めるものでございます。

第五条につきましては、会長の設置及び選任方法、職務について定めるものでございます。

第六条につきましては、本審査会における調査審議の開催について、その方法を定めるものでございます。

第七条につきましては、委員が職務を遂行する上での守秘義務について定めるものでございます。

第八条につきましては、本審査会の運営に関する庶務等の事務を行う機関を定めるものでございます。

第九条につきましては、本条例施行に関する委任事項について定めるものでございます。

附則第二項につきましては、本審査会は、町長の附属機関であるため、本審査会委員について養老町非常勤の特別職員に加える改正を行うものでございます。

次に、施行日については、この条例は、行政不服審査法の施行の日、平成二十八年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第一号 養老町行政不服審査会条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。今回の行政不服審査法の主な改正点は、審理員による審理手続、第三者機関への諮問手続の導入。異議申し立て手続を廃止し、不服申し立ての手続を審査請求に一元化。審査請求をすることができる期間を従来の六十日から三カ月に延長するといった三点でございます。

また、本条例の制定につきましては、法改正に伴う条例改正で

ございますので、それぞれの条例で同様の改正もございますので、それをあわせた形で説明をさせていただきます。

初めに、第一条の養老町個人情報保護条例——以下、個人情報保護条例といえます——の一部改正、及び第二条の養老町情報公開条例——以下、情報公開条例といえます——の一部改正については、内容が同様の改正ですので、一括で説明させていただきます。

まず、個人情報保護条例の第四章に第十九条の二を加える改正及び情報公開条例の第三章に第十一条の二を加える改正は、法の改正により、審理員制度による審理員の審理は、自己情報の開示、訂正、削除もしくは利用停止等の請求に伴う実施機関の不作为に係る審査請求、公文書の公開等の請求に伴う実施機関の不作为に係る審査請求においては、審理員による審理手続の適用除外をそれぞれ定めるものでございます。

次に、個人情報保護条例第二十条及び情報公開条例第十二条の改正は、同法の改正により、これまでの異議申し立てが廃止され、不服申し立ての種類が原則として審査請求に一元化されたことによる改正でございます。

次に、個人情報保護条例第二十条第二項及び情報公開条例第十二条第二項は、同法の改正により、それぞれ審査会に諮問する場合は、審査請求に係る実施機関の弁明書の写しを添えて行うことを定めるものでございます。

次に、個人情報保護条例第二十一条及び情報公開条例第十三条は、他の条文の改正により、関係する用語等を改めるものでございます。

次に、第三条関係について説明させていただきます。

養老町行政手続条例の一部改正では、第十九条第二項について、

同法の改正により行政手続法第十九条の条文の表現に合わせ「このある者」を「者」に改めるものとさせていただきます。

次に、第四条関係について説明させていただきます。

養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部改正では、第五条について、同法の改正により、これまでの異議申し立てが廃止され、不服申し立ての種類が審査請求に一元化されたことにより、不服申し立て規定を審査請求に係る規定に改めるものとさせていただきます。

次に、第五条関係について説明させていただきます。

養老町職員の給与に関する条例の一部改正では、第十九条の第三項について、同法の改正により、処分についての審査請求期間について、現行の六十日から三カ月に改められたことに伴う法の引用条文を改めるものとさせていただきます。

次に、第六条関係について説明させていただきます。

養老町固定資産評価審査委員会条例の一部改正では、同法の改正による地方税法の改正により、まず第四条第二項第一号では、審査の申し出における申出書について、「又は居所」を加えるとともに、同項第二号として「審査の申出に係る処分の内容」を加え、同条第三項では、不服申し立て制度が審査請求へ一本化されたことにより、関係する用語が改まったことから、法律の引用条文を改めるものとさせていただきます。第六項では、代表者等がその資格を失った場合の届け出義務を加えるものです。

次に、第六条では、書面審理として弁明書の作成に関する規定を整備するものとさせていただきます。同法の改正により、例外なく弁明書等関係資料を審査申出人への送付することと改め、電子情報処理組織を使用するの取り扱い、さらに審査申出人からの反論書の取り扱いについて定めるものとさせていただきます。

次に、第十一条では、決定書の作成に関する内容について整備するものとさせていただきます。

次に、第七条関係について説明させていただきます。

養老町営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の一部改正では、同法の改正で、処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から換算して三カ月を経過したときは、することができないと規定されていることから、第四条の審査請求ができる期間を、「七日以内」から「三箇月以内」に改めるとともに、見出し及び本則において「異議の申立て」や「決定」といった文言を、法の内容に合わせ「審査請求」や「裁判」に改めるものとさせていただきます。

次に、第八条関係について説明させていただきます。

養老町消防団員等公務災害補償条例の一部改正では、第二十六条中見出しを含めて同法の改正による内容に文言を合わせ、「異議申立て」から「審査請求」に改めるものとさせていただきます。

附則第二項から第四項までについては、それぞれ経過措置を設けております。

次に施行日については、この条例は、行政不服審査法の施行の日、平成二十八年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 補足説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、議案第一号は所管の総務民生委員会へ付託し、議案第二号は内容が両委員会に重複いたしますので、内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会へ付託し、審査したいと思っております。

ここでは、所属外で総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ただいまの提案説明の中で、その目的は公平性・利便性の向上を図るということでございましたけれども、この条例の施行に伴って、公平性はわかりませんが、どのような利便性が期待できるのか、具体的な答弁を求めたいと思います。それから、四条関係ですけれども、この委員は町内在住者に限るのかどうか、そこら辺の規定についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、答弁。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

利便性の確保という点では、異議申し立てを廃止して、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたということで、手続が従来より利便性が高まったというところ、審査請求期間の延長ということ、改正前の法律では六十日以内ということになっていましたけれども、それが三カ月以内ということ、長くなったというところで利便性が確保されるというふうに思います。

それから、委員につきましては、町内ということには限りませんので、よろしく願います。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。お諮りします。

日程第八、議案第一号 養老町行政不服審査会条例の制定につ

いては総務民生委員会へ付託し、日程第九、議案第二号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、内容ごとに総務民生委員会及び産業建設委員会へ付託をし、審査したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの二議案は、所管の総務民生委員会及び産業建設委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十、議案第三号から日程第二

十一、議案第十四号までの十二議案は、逐条上程後、本日は提案理由の説明のみを受けます。

それでは、日程第十、議案第三号 養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三号 養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）が平成二十六年五月十四日に公布され、平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例について、人事行政の運営状況について、長に対する報告事項の規定について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、十

分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 補足説明、田中総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

第三条の改正につきましては、人事行政の運営状況について、長に対する報告事項を定めた地方公務員法第五十八条の二第一項が改正され、人事評価及び退職管理が追加されるとともに、勤務成績の評定が削られたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

施行日についてでございますが、この条例は平成二十八年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第三号 養老町人事行政の運営状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 補足説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十一、議案第四号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第四号 養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）及び学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）が平成二十八年四月一

日から施行されることに伴い、養老町職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

まず、地方公務員法の改正については、引用条文の改正を行うもので、次に学校教育法の改正については、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として創設されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長に補足説明させていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 補足説明、田中総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず、第一条の改正につきましては、地方公務員法の改正により引用条文にずれが生じますので、「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改めるものでございます。

次に、第八条の改正については、学校教育法の改正によるもので、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として創設されることに伴い、育児または介護を行う職員の早出遅出勤務の規定に、「義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を追加するものでございます。

施行日についてでございますが、この条例は平成二十八年四月一日から施行いたします。ただし、附則第二項の規定については公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十二、議案第五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第五号 養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町議会議員の期末手当についても一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

まず、第一条関係について説明をさせていただきます。

第八条の改正については、期末手当の支給率を、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げをするものでございます。

次に二条関係については、第一条の改正で期末手当の支給率が〇・一月分引き上げになりますが、引き上げ分について一般職と同様に六月と十二月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率については変更はございません。

附則第二条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

次に施行日についてでございますが、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第二条の改正規定は、平成二十八年四月一日から適用いたします。

また、第一条の規定による改正後の養老町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例は、平成二十七年四月一日から適用いたします。

以上で、議案第五号の説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十三、議案第六号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第六号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

ごみ減量化推進協議会委員の報酬及び費用弁償について、養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表に追加したく、改正を行うものでございます。

以上で、議案第六号の説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十四、議案第七号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七号 養老町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

養老町一般職の職員の給与が国に準じて改正されることに伴い、養老町特別職の職員の期末手当についても、一般職の職員に準じて所要の改正を行うものでございます。

まず、第一条関係についてでございますが、第八条の改正については、期末手当の支給率を、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げるものとするものでございます。

次に、第二条関係については、第一条の改正で期末手当の支給率を〇・一月分引き上げることになりましたが、引き上げ分について一般職と同様に六月と十二月に振り分ける改正を行うもので、年間の支給率については変更はございません。

次に施行日についてはありますが、この条例は公布の日から施行します。ただし、第二条の改正規定は平成二十八年四月一日から適用いたします。

また、第一条の規定による改正後の養老町特別職の職員の給与に関する条例は、平成二十七年四月一日から適用いたします。附則第二条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

以上で、議案第七号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十五、議案第八号 養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八号 養老町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

平成二十七年の人事院勧告に伴い、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第一号）

が平成二十八年一月二十六日に公布されたことに伴い、町においても国に準じて、勤勉手当及び給料表等について所要の改正を行うとともに、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十四号）が平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、等級別基準職務表等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、十分な御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 補足説明、田中総務部参事。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、第一条関係について説明をさせていただきます。

第二十条の改正につきましては、勤勉手当の支給率を再任用以外の職員については、十二月に支給する場合において〇・一月分引き上げ、再任用職員については〇・〇五月分引き上げるものです。

次に、附則第十二項の改正については、勤勉手当の支給率の引き上げに伴い、五十五歳を超える六級以上の職員の勤勉手当減額対象額に乗ずる割合の改正を行うものでございます。

別表については、給料表の改定を行うものでございます。

次に、第二条関係について説明をさせていただきます。

まず、第一条の改正については、地方公務員法の改正により引用条文にずれが生じますので、改めるものでございます。

次に、第三条の改正については、地方公務員法の改正に伴い、従来規則で定めてあった等級別基準職務表を新たに条例で定めるものでございます。

次に、第六条の改正については、第三条の改正に伴うものでご

ございます。

次に、第二十条の改正については、第一条関係で改正をいたしました勤勉手当の支給率について、六月と十二月で平準化する改正で、年間の支給率については変更はございません。

次に、附則第十二項については、勤勉手当の支給率の改定に伴い、五十五歳を超える六級以上の職員の勤勉手当減額対象額に乗ずる割合の改正でございます。

次に、第三条関係について説明をさせていただきます。

附則第八条の改正については、平成二十六年の養老町職員の給与に関する条例の改正による単身赴任手当に関する特例措置を改めるものでございます。

附則第二条は、この条例の施行に伴い必要な措置を規定しております。

次に施行日についてでございますが、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第二条の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行いたします。

また、第一条の規定による改正後の養老町職員の給与に関する条例は平成二十七年四月一日から適用いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第九号 養老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第九号 養

老町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第十五号）が平成二十八年四月一日から施行されることに伴い、地方公務員災害補償法（昭和四十四年法律第二百一十一号）による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合及び休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率の変更となったため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、補足説明。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

附則第五条の改正につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令によりまして、年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合及び休業補償と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「〇・八六」から「〇・八八」に改めるものでございます。

また、同条第二項の表、障害基礎年金の項中に誤植がありましたので、今回改正をするものでございます。

次に、附則第二項については、施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償については改正後の調整率を用いることとし、施行日前に支給される傷病補償年金及び休業補償については、なお従前の例によることとする経過措置を規定しております。

施行日につきましては、この条例は平成二十八年四月一日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十七、議案第十号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

本町では、国民健康保険被保険者の減少に伴う保険収入の低下の中で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化などによる医療費が増加傾向ですが、平成二十三年度から今年度までの五年間、現行の税率による保険収入と国・県等の補助金により、国民健康保険事業の運営を行ってまいりました。

しかし、今後、財源の確保が大変厳しい状況となっております、国民健康保険の健全な運営を図るため、保険税率等について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

議会定例会資料にあります、国民健康保険条例新旧対照表を

ごらんいただきたいと思っております。

まず、第三条第一項中では、医療給付費分の所得割額の税率を現行「百分の五・三」を「百分の五・九二」に。

第四条中では、資産割額の税率を現行「百分の二十」を「百分の十九・四七」に。

第五条中では、被保険者均等割額を現行「二万五千元」を「二万七千七百円」に。

第六条第一号中では、二ページ目になります。世帯別平等割額を現行「一万九千元」を「二万九千元」に。

同条第二号中では、特定世帯、現行「九千五百円」を「一万四千五百円」に。

同条第三号中では、特定継続世帯、現行「一万四千二百五十円」を「二万一千七百五十円」に。

第七条中では、後期高齢者支援金分の所得割額の税率を現行「百分の一・五」を「百分の二・〇五」に。

第八条中では、資産割額の税率を現行「百分の五」を「百分の四・五二」に。

第九条中では、被保険者均等割額を現行「六千元」を「九千円」に。

第十一条中では、三ページ目になります。介護納付金分の所得割額の税率を「百分の一・四」を「百分の二・〇一」に。

第十二条中では、資産割額の税率を「百分の五」を「百分の五・〇五」に。

第十三条中では、被保険者均等割額を現行「一万一千元」を「一万一千六百円」に。

第十四条中では、世帯別平等割額を現行「三千元」を「四千二百円」に改正するものであります。

次に、保険税率等の改正に伴い、軽減世帯に係る被保険者均等割額及び世帯別平等割額を改正するものであります。

七割軽減世帯につきまして、第二十八条第一号ア中では、医療給付費分の被保険者均等割額を現行「一万七千五百円」を「一万九千三百九十円」に。

四ページ目の同号イ（ア）中では、世帯別平等割額を現行「一万三千三百円」を「二万三百円」に。

同号イ（イ）中では、特定世帯、現行「六千六百五十円」を「一万五百五十円」に。

同号イ（ウ）中では、特定継続世帯、現行「九千九百七十五円」を「一万五千二百二十五円」に。

同号ウ中では、後期高齢者支援分の被保険者均等割額を現行「四千二百円」を「六千三百円」に。

同号オ中では、介護納付金分の被保険者均等割額を現行「七千七百円」を「八千二百円」に。

同号カ中では、世帯別平等割額を現行「二千百円」を「二千九百四十円」に改正するものであります。

次に、五割軽減世帯につきまして、同条第二号ア中では、五ページ目になります。医療給付費分の被保険者均等割額を現行「一万二千五百円」を「一万三千八百五十円」に。

同号イ（ア）中では、世帯別平等割額を現行「九千五百円」を「一万四千五百円」に。

同号イ（イ）中では、特定世帯、現行「四千七百五十円」を「七千二百五十円」に。

同号イ（ウ）中では、特定継続世帯、現行「七千二百二十五円」を「一万八百七十五円」に。

同号ウ中では、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額を現行

「三千円」を「四千五百円」に。

同号オ中では、介護納付金分の被保険者均等割額を現行「五千五百円」を「五千八百円」に。

同号カ中では、世帯別平等割額を現行「一千五百円」を「二千百円」に改正するものであります。

次に、二割軽減世帯につきまして、六ページ目の同条第三号アでは、療養給付分の被保険者均等割額を現行「五千円」を「五千五百四十円」に。

同号イ（ア）中では、世帯別平等割額を現行「三千八百円」を「五千八百円」に。

同号イ（イ）中では、特定世帯、現行「一千九百円」を「二千九百円」に。

同号イ（ウ）中では、特定継続世帯、現行「二千八百五十円」を「四千三百五十円」に。

同号ウ中では、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額を現行「一千二百円」を「一千八百円」に。

同号オ中では、介護給付金分の被保険者均等割額を現行「二百円」を「二千三百二十円」に。

同号カ中では、世帯別平等割額を現行「六百円」を「八百四十円」に改正するものであります。

この条例は、平成二十八年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第十号 養老町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

これより暫時休憩といたします。再開は午後一時からいたします。

議員の皆様は議員控室にお集まりください。
傍聴者の皆様は、受付においてお茶の準備がしてありますので御利用ください。

(午後〇時〇六分 休憩)
(午後一時〇〇分 再開)

○議長（松永民夫君） 休憩を閉じ会議を再開します。

次に、日程第十八、議案第十一号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十一号

養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

平成二十八年二月に公布された、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、利用定員十八人以下の小規模な通所介護について、平成二十八年四月一日から地域密着型サービスに位置づけられることとなりました。

このことにより、現行条例を国が定める基準どおりに改正するため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

改正の要旨は、新しく地域密着型サービスとなった地域密着型通所介護は、国の基準の順番に合わせて第三章の二としてつけ加えます。

議案の改正文の二ページをごらんください。

五十九条の二には、第一節としまして基本方針を定めております。

五十九条の三、五十九条の四は、第二節ということで、人員に関する基準としまして、従業者の員数や管理者について規定するものでございます。

続きまして、五ページの五十九条の五は、第三節としまして、設備に関する基準として設備及び備品等について規定するものでございます。

六ページの五十九条の六から五十九条の二十までは、第四節、運営に関する基準として具体的な取り扱い方針や管理者の責務、運営規程、非常災害対策等について規定するものでございます。

次に十三ページでございますが、五十九条の二十一、二十二は、第五節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準の第一款として、この節の趣旨及び基本方針を定めております。

五十九条の二十三、二十四は、第二款として、人員に関する基準として従業者の員数や管理者について規定しているものでございます。

五十九条の二十五、二十六は、第三款設備に関する基準として、利用定員や設備及び備品等について規定するものでございます。

最後、五十九条の二十七から五十九条の三十八までは、第四款

運営に関する基準として、具体的取り扱い方針や管理者の責務、運営規程等について規定するものでございます。

また、第十四条、六十条、六十七条から六十九条、七十二條、七十四条から七十八條の二、百五条、百七條、百八條、百二十七條、百二十八條、百四十八條、百四十九條、百五十一條、百七十六條、百七十七條、百八十九條、二百一條、二百二條につきましては、第三章の二をつけ加えたことよつて、準用する條の変更や條を削除する條等ができましたので、その改正を行うものでございませう。

また、十六條、十七條、六十五條、八十七條、百九條、百二十九條及び百五十條は、介護保険法の改正によりまして引用する項番が変更したため、これを改正するものでございませう。

また、第三十條、第五十四條は、国の基準の字句が修正されたため、これを改正するものでございませう。

この條例は、平成二十八年四月一日から施行するものでございませう。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十九、議案第十二号 養老町

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める條例の一部を改正する條例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めませう。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十二号

養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める條例の一部を改正する條例について、御説明を申し上げます。

平成二十八年二月に公布された指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、介護予防認知症対応型通所介護について、地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成二十八年四月一日から、運営推進会議の設置が義務づけられることになりました。

このことにより、現行條例を国が定める基準どおりに改正するため、所要の改正を行うものでございませう。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせませうので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） 続きまして、補足

説明をさせていただきます。

第九條は、介護保険法の改正によりまして引用する項番が変更されたため、これを改正するものでございませう。

次に、第三十九條は、介護予防認知症対応型通所介護につきましては運営推進会議の設置が義務づけられましたので、これをつけ加えるものでございませう。

また第四十條は、運営推進会議についての記録の整備をする旨をつけ加えたものでございませう。

第六十二條、六十四條、六十五條、八十五條及び八十六條は、

第三十九条をつけ加えたことよって準用する条の変更や条を削除する条等ができましたので、その改正を行ったものでございます。

この条例は、平成二十八年四月一日から施行するものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十、議案第十三号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。
大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十三号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての提案説明をさせていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、養老町消防団員等公務災害補償条例について、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 川添消防次長、補足説明。

○消防次長（川添公男君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

労働者災害補償保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第十九号（一月二十二日公布））及び地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第十五号

（一月二十二日公布））が公布され、これを受けて、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、平成二十八年二月二十四日に公布されたことに伴い、養老町消防団員等公務災害補償条例について、所要の改正を行うものであります。

本条例中、附則第六条第二項及び第五項による年金たる補償のうち、傷病補償年金と同一の事由により厚生年金保険法による障害厚生年金等が併給される場合の調整率を「〇・八六」から「〇・八八」に改め、同条第二項第一級は〇・九〇から〇・九一に、第二級は〇・九〇から〇・九二に、第一級・第二級以外の場合は〇・九一から〇・九二に改め、同条五項の休業補償についての調整率は「〇・八六」から「〇・八八」に改めるものでございます。

また、施行日以後に支給される傷病補償年金及び休業補償については、改正後の調整率を用いることとし、施行日前に支給される傷病補償年金及び休業補償については、なお従前の例による経過措置がございしますので、本条例においても国に準じて附則で経過措置を規定しております。

次に施行日についてであります。この条例は平成二十八年四月一日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、議案第十四号 大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十四号

大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約の変更に関する協議についての説明をさせていただきます。

行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為に関する不服申し立ての制度を規定する行政不服審査法が、公正性や利便性の向上を図る観点から、平成二十六年六月に全部改正されましたので、大垣地域公平委員会の共同設置に関する規約において、異議申し立ての規定を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、補足説明。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

第六条の改正については、行政不服審査法の改正により、これまでの異議申し立てが廃止され、不服申し立ての手続が審査請求に一元化されたことにより、「不服申し立て」を「審査請求」に改めるものでございます。

次に施行日につきましては、この規約は平成二十八年四月一日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十二、同意第一号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し、採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第一号 教育委員会委員の任命同意について、説明をさせていただきます。

町教育委員会委員の吹原美由紀氏が、平成二十八年二月九日をもって辞職されましたことに伴い、養老町内各小学校で永年教諭として奉職されました養老町有尾四十三番地、栗田千里氏を新たに教育委員会委員として任命したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により同意を求めますのでございます。

なお、委員の任期につきましては、平成二十八年四月一日から前任者の残任終期である平成二十九年十月七日までとなります。

以上で、同意第一号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十三、議案第十五号から日程第二十七、議案第十九号までの五議案は、一括議題として上程後、本日は提案理由の説明のみを受けます。

それでは、日程第二十三、議案第十五号 養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてから日程第二十七、議案第十九号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでの五議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十五号

養老町老人福祉センターの指定管理者の指定についてから、議案第十九号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についてまでを一括して御説明させていただきます。

指定管理者の指定につきましては、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第二条第一項のただし書き規定に基づき、それぞれ指定管理者となる候補者を選定いたしましたので、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） 私のほうから、まず議案第十五号について補足説明をさせていただきます。

指定管理者に管理を行わす公の施設の名称は、養老町老人福祉センターでございます。指定管理者となる団体は、岐阜県養老郡養老町高田七十九番地二、社会福祉法人養老町社会福祉協議会でございます。

また指定の期間でございますが、平成二十八年四月一日から平成三十三年三月三十一日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、当該施設の適正な運営を確保するための一つ目としまして、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第四条の第一項第一号の規定によりまして、住民の平等な利用が確保されることにつきまして、候補者はこれまでの実績をもとに地域福祉活動の推進やふれあい・いきいきサロン活動の開催など、積極的に地域福祉活動の拠点として、また公の施設としても平等に利用されていることが考えられること。

二つ目としまして、同項の第二号に規定します当該団体の計画する事業内容が当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることということにつきまして、候補者は、町社会福祉事業の推進のために開かれた交流拠点として運営をされており、またセンター内に同事務所が置かれていることから、効果的・効率的な事業運営が可能であるということと経費の縮減が図られることとでございます。

三つ目としまして、同項の第三号に規定します当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることにつきましては、候補者は平成十八年度から指定管理者に指定をされておりまして、事業の継続性や管理に関するノウハウを有しているということとでございます。

以上のことから総合的に勘案しまして、継続して社会福祉法人養老町社会福祉協議会に指定管理者として指定することが適当であるというふうに考えるものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 続きまして、川地産業建設部参事、補足説

明。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） それでは、私のほうから議案第十六号から議案第十九号について補足説明をさせていただきます。

議案第十六号についてでございますが、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町農村婦人の家で、指定管理者となる団体は、岐阜県養老郡養老町釜段七百二十三番地、釜段区でございます。

次に、議案第十七号については、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町豊転作技術研修センターで、指定管理者となる団体は、岐阜県養老郡養老町豊七十五番地、豊地区農事改良組合でございます。

議案第十八号につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町桜井転作技術研修センターで、指定管理者となる団体は、岐阜県養老郡養老町大巻三百六番地二、大巻寺町・堤区でございます。

また議案第十九号につきましては、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、養老町桜井転作技術研修センターで、指定管理者となる団体は、岐阜県養老郡養老町桜井二百九十一番地一、桜井区でございます。

なお、指定の期間は、いずれも平成二十八年四月一日から平成三十八年三月三十一日まででございます。

今回の指定管理者の指定につきましては、当該施設の適正な運営を確保するため、一つ目といたしまして、それぞれの施設の建設以降、地元に管理を委託され、さらに平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの十年間は指定管理者となっており、指定管理者としてのノウハウを有していること。

二つ目といたしまして、養老町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第四条第一号に規定する住民の平等な利用が確保されることにつきましては、これまでの実績及び今後の計画により、地元の世帯代表者の全員参加の集会や、地元の子供から高齢者までが必要とする会議・行事を行う場として、平等に利用されることが考えられること。

三つ目といたしまして、同項第二号に規定する当該団体の計画する事業内容が、当該施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであることにつきましては、当該施設が地元の拠点施設となっており、これまでの指定管理者としての経験・ノウハウを生かして当該施設の効用を最大限に発揮することができること。

また、過去において養老町が当該施設の維持管理及び利用手続に関して何らかの支出をしたことがないという実績から、引き続き養老町に財政的な負担がないよう、適切な管理がなされること期待でき、養老町といたしましても管理に係る経費に支出を見込む必要もないこと。

四つ目といたしまして、同項第三号に規定いたします当該施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることにつきましては、区費を集めるなどして資産を有しており、地元区長を初め、農事改良組合や防災隊が組織されるなど人的能力も豊富に有していることなどを総合的に勘案して、継続して現在の指定管理者を指定管理者として指定することが適当であると考えるものでございます。

以上で、議案第十六号 養老町農村婦人の家の指定管理者の指定についてから、議案第十九号 養老町桜井転作技術研修センターの指定管理者の指定についての補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十八、議案第二十号 消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十号

消防救急デジタル無線整備工事請負契約の変更についての説明をさせていただきます。

平成二十七年六月十六日からの消防救急デジタル無線整備工事につきましましては、このたび、契約時の免許申請手数料が十ワットと決定しましたので、契約金額の変更を行うものであります。よって養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 川添消防次長、補足説明。

○消防次長（川添公男君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

消防救急デジタル無線の免許申請については、設計時のおおむねの出力について、東海総合通信局との事前ヒアリングで、管内区域の確実な無線通信を行う趣旨で十ワットまたは二十ワットでの調整のこととなっていたため、積算時では東海総合通信局から最大出力で許可がおりることを考慮し、二十ワットでの申請を見込んでおりましたが、契約後、免許申請前に再度、東海総合通信

局とのヒアリングを実施した結果、近隣区域との周波数の混信・重複を避けるため十ワット出力と決定し、当初予定の二十ワット出力の申請予算と実際の十ワット出力の申請費用に差異が生じ、免許申請手数料が変更になったため、契約金額の変更を行うものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十九、議案第二十一号から

日程第三十六、議案第二十八号までの八議案は、本日は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第二十九、議案第二十一号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてを議題とい

たします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十一号

平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について御説明をさせていただきます。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第二十六号の平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）で、歳入歳出それぞれ歳入歳出予算に十六万五千円を増額いたしております。

今回の補正は、公共下水道事業関係職員の異動等に伴う人件費の補正であり、財源については一般会計からの繰入金を充てておりますので、今回の補正により繰入総額を二億三千六百九十二万五千円に変更するものでございます。

以上で、議案第二十一号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十、議案第二十二号 平成

二十七年養老町一般会計補正予算（第五号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十二号

平成二十七年養老町一般会計補正予算（第五号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ二億一千三百七十八万八千円を減額し、予算総額を百一億七千四百七十八万六千円とするものでございます。

今回の補正につきましては、給与改定等に伴う人件費の増額措置のほか、国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を活用した事業や地方公共団体情報セキュリティ強化事業などを計上しております。

最初に、歳出について御説明をさせていただきます。

まず、議会費においては、給与改定に伴い議員の期末手当及び職員の給与費を増額措置いたしました。

次に、総務費においては、まず一般管理費では、給与改定に伴う人件費の増額措置のほか、派遣職員の人件費、また、ふるさと納税寄附金の増加に伴い、所要の経費を増額措置いたしました。

財産管理費では、国の補正予算に伴う自治体情報セキュリティ対策経費を新たに計上し、また社会保障・税番号制度システム整備事業の事業費の確定に伴い、所要の補正を行いました。

企画費では、国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を活用して、広域連携による養老鉄道と近隣観光地の活性化事業及び西美濃創生広域連携事業（西美濃地域定住PR事業）を新たに計上しております。

財政調整基金費では、一千五百五十万円を新たに積み立てることとし、長寿社会福祉基金費では、寄附金を基金に積み立てる補正を行っております。

また、ふるさと応援基金費では、寄附目的の指定がなかった分を積み立てることとし、寄附目的の指定があった分については、それぞれの事業に充当するため、積立金としては減額措置を行いました。

税務総務費では、給与改定に伴う人件費の補正を行い、戸籍住民基本台帳費においても同様に人件費の増額措置及び個人番号カード交付事業費を増額措置いたしました。

次に、民生費につきましては、社会福祉費において、その他の費目と同様に人件費の補正を行うとともに、障害者自立支援事業費の扶助費を増額措置し、また各特別会計の補正に伴い、それぞれ増額措置を行いました。

また、後期高齢者医療費においては、医療給付費の増加に伴い増額措置を行いました。

次に、児童福祉費においても同様に人件費の補正を行うとともに、障害児通所給付、子ども・子育て支援、私立保育所運営、児童手当支給の各事業の見込み額により所要の補正を行いました。

次に、衛生費におきましては、保健衛生費において他の費目と同様に人件費の補正を行うとともに、母子保健、斎苑維持管理、高度処理型合併浄化槽設置の各事業の見込み額または事業費の確定により所要の補正を行いました。

次に、労働費におきましては、国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を活用して、西美濃創生広域連携事業（Uターン・Iターン就職支援事業）を新たに計上いたしております。

次に、農林水産業費におきましては、農業費において、他の費目と同様に人件費の補正を行うとともに、競争力強化生産総合対策条件整備事業については国の事業採択が行われなかったため、全額を減額し、県単土地改良、県営かんがい排水事業、県営広域

営農団地農道整備事業、多面的機能支払交付金、排水機保守点検技術管理指導助成の各事業について、各事業費の見込み額により所要の補正を行いました。

また、林業費においても、有害鳥獣駆除事業の見込み額により減額措置を行いました。

次に、商工費におきましては、他の費目と同様に人件費の補正を行うとともに、国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を活用して、西美濃創生広域連携事業（国内・海外観光プロモーション事業）を新たに計上するとともに、企業誘致推進事業、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業の見込み額により減額措置を行いました。

次に、土木費におきましては、土木管理費において、他の費目と同様に人件費の補正を行うとともに、河川費においては、各事業の入札差金、事業内容の変更などにより減額措置を行い、また都市計画費においては、公共下水道事業特別会計の補正により繰出金を増額措置いたしました。

次に、消防費におきましては、他の費目と同様に人件費の補正を行うとともに、消防救急デジタル無線整備費、消防団員退職報償金、非常備機械器具購入事業の事業費の確定に伴い、減額措置を行いました。

次に、教育費におきましては、他の費目と同様に人件費の補正を行うとともに、留守家庭児童教室事業、子ども子育て支援事業、小学校・幼稚園管理事務、小・中学校校舎等施設整備事業において、事業費の見込みによりそれぞれ所要の補正を行いました。

次に、公債費におきましては、償還額の確定により、それぞれ所要の補正を行いました。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

財源につきましては、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入及び町債の所要額を計上しておりますが、国庫支出金の総務費国庫補助金におきましては、国の補正予算に伴い、地方創生加速化交付金八千万円、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金七百四十五万円を新たに計上し、消防費国庫補助金におきましては、国の事業採択により、緊急消防援助隊設備整備費補助金六千七百七十一万四千円を新たに計上いたしております。

また、県支出金の総務費県補助金におきましては、「養老の日」推進大会シンポジウムに対する補助金として、岐阜県清流の国ぎふ推進交付金三十万円を新たに計上いたしました。

さらに、町債では、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債として六千四十万円を新たに計上いたしました。

次に、今回の補正予算で計上した事業のうち、国の補正予算に伴う地方創生加速化交付金を活用した事業、国の補正予算に伴う自治体情報セキュリティ対策経費については、年度内での完了が困難であり、全額、繰越明許費の設定を行っております。

詳細につきましては、それぞれ担当部長に補足説明をさせていただきます、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 西脇議会事務局長、補足説明。

○議会事務局長（西脇和信君） 私のほうから補足説明をさせていただきます。

十六ページをお開きください。

議会費の議会費、目議会費では、町議会議員の期末手当の引き上げ等により増額になりました。議会議員費で五十一万八千円の増額であります。以上です。

○議長（松永民夫君） 問山総務部長、補足説明。

○総務部長（問山孝通君） それでは、私のほうから総務部に関する補正予算の補足説明をさせていただきます。

先ほど町長のほうから提案理由の説明がございましたので、ダブる部分があると思いますが、よろしくお願いたします。

それでは、先ほどの議会費に続きまして、歳出のほうから御説明を申し上げます。

私のほうは、二款からということでございます。

款二総務費、項一総務管理費、一目一般管理費では、職員管理費で、県と本町との相互派遣事業における職員人件費について、派遣者と受け入れ者との差し引き分二百五十二万九千円を新たに計上し、ふるさと納税推進事業では、寄附金の増額に伴い、クレジット利用の手数料三十八万二千円及び記念品発送委託費の六十三万九千円を増額し、職員の人件費経費もそれぞれ増額の補正をいたしました。

次に、五目財産管理費では、電算及び文書印刷管理費として、国の補正予算の成立に伴い、地方公共団体の情報セキュリティ対策として、その抜本的強化を図るために、二要素認証及び情報持ち出し制限とネットワーク分割に係る経費七十八万九千円を計上いたしました。なお、情報セキュリティの強靱化を図るための設備設計に時間を要することから、年度内完了は困難でありますので、繰越明許費の追加設定をしております。

また、社会保障・番号制度システム整備事業では、制度導入に伴うシステム改修経費が確定いたしましたので、不用額百九十九万九千円を減額計上いたしました。

六目企画費では、西美濃創生広域連携推進協議会負担金のうち、国の補正予算の成立に伴う地方創生加速化交付金を活用して、西美濃地域三市九町で実施する西美濃地域定住促進PR事業として

二百五十万円を計上いたしました。なお、関係市町との調整が必要なことから、この事業も年度内完了が困難であり、繰越明許費の追加設定をしております。

また、地域づくり推進事業費では、「養老の日」推進大会時におけるシンポジウムの催事に対しまして、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金三十万円が交付されましたので、財源更正をいたしております。

次に、十七ページの十一目財政調整基金費では、平成二十五年繰越金による積み立て一千五百五十万円を増額し、十七目ふるさと応援基金費では、ふるさと納税寄附金で寄附目的の指定がなかったものは積み立てることとし、指定があったものについてはそれぞれの事業に充当するため、積立金として五百二十万円を減額いたしました。

次に、項二徴税費、一目税務総務費では、職員の人件費として五十二万四千円を増額しております。

最後に、総務部といたしましては二十六ページの款十二公債費、項一公債費、一目元金及び二目利子では、償還額の確定に伴い、元金で百三十一万五千円を増額し、利子で八百三十万五千円を減額いたしました。

次に、二十七ページの職員給与費明細書について御説明をさせていただきます。

まず、特別職の長等につきましては、期末手当の〇・一月分の引き上げに伴い二十二万一千円、共済費で十万七千円がそれぞれ増額となり、議員についても同様に期末手当四十万五千円を増額いたしました。

次に、二十八ページの一般職の人件費についてでございます。

総括表をごらんください。

人件費については、国の人事院勧告に伴う期末手当や給料表の改定に伴うものであり、給与費の給料については二百十九万九千円、職員手当等につきましては九百八十一万三千円、共済費で二百四十一万六千円がそれぞれ増額となっております。

次に、二十九ページの二の給料及び職員手当等の増減額の明細をごらんください。

一般職の給料につきましては、給料表の改定に伴う給与改定に伴う分といたしまして三百二十八万五千円が増額となり、育児休業及び退職等により百八万六千円が減額となりました。

次に、職員手当等につきましては、勤勉手当の引き上げ及び給料表の改定に伴う制度改正に伴う分といたしまして一千十五万九千円が増額となり、育児休業及び退職等により三十四万六千円が減額となりました。

それでは、十ページからの歳入について御説明を申し上げます。款八地方特例交付金、項一地方特例交付金及び款九地方交付税、項一地方交付税につきましては、それぞれ交付額の決定により五十三万七千円、一億二千二百九十六万九千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、十一ページの款十三国庫支出金、項二国庫補助金、一目総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の額が確定いたしましたので、四百五十二万六千円を減額し、また地方創生加速化交付金として八千万円を計上いたしました。内訳といたしましては、歳出でも御説明いたしました。西美濃創生広域連携推進協議会負担金に二百五十万円、西美濃広域観光協議会負担金に五百万円、大垣労務推進協会運営補助金といたしまして五十万円、広域連携型公共交通活性化モデル事業に七千二百万円を充当しております。

また、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金といったしまして、七百四十五万円を新たに計上しました。

次に、十三ページの款十四県支出金、項二県補助金、一目総務費県補助金につきましては、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金といったしまして三十万円を新たに計上し、地域づくり推進事業に充当いたしました。

次に、十四ページの款十六寄附金、項一寄附金、二目総務費寄附金では、ふるさと納税寄附金について、今後の支出見込み額も含めて六百十二万円を増額し、充当についてもそれぞれ寄附目的の指定により各事業の補正をしております。

なお、充当先といたしましては、公共施設等総合管理計画作成業務に百七十一万円を、オンデマンドバス運行事業に百七十五万円を、ふるさと応援基金積立金に一千五百三十三万四千円を、公立保育所維持管理事業に八万円を、企業誘致推進事業に三百万円を、防災無線等管理運営事業に三百三万円を、日独交流事業に百七十五万円を充当させていただきます。

次に、款十七繰入金、項一基金繰入金、一目財政調整基金繰入金では、財源調整のため八千三百万円を減額いたしました。

次に、款十八繰越金、項一繰越金、一目繰越金でも、財源調整のため九万三千円を増額いたしました。

次に、十五ページの款二十町債、項一町債、八目総務債では、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業債といたしまして六千四百万円を計上いたしました。

なお、このことについては、七ページの「第三表 地方債補正」で追加いたしております。

最後に、六ページでございますが、「第二表 繰越明許費補正」については、歳出の説明時にも申し上げましたが、一行目の

事業、款二総務費、項一総務管理費、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業といたしまして七千八十九万円、同じく三行目の事業、西美濃地域定住促進PR事業といたしまして二百五十万円を繰越明許費として追加させていただきました。

以上で、総務部に関する補正予算の補正説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 続いて、野村住民福祉部長、補正説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） 続きまして、私のほうからは、住民福祉部に関する補正予算の補正説明を申し上げます。

まず、十七ページをお開きください。

款の二総務費、項の一総務管理費、目十三長寿社会福祉基金費では百万円の補正増をいたしました。これは、長寿社会福祉基金に積み立てをするものでございます。

次に、十八ページの項の三戸籍住民基本台帳費、目の一戸籍住民基本台帳費では六百二十三万四千円の補正増で、個人番号カード交付事業として、説明欄の三行目、戸籍住民基本台帳事務費五百二十三万二千円を増額いたしました。

次に、款の三民生費、項の一社会福祉費、目の一社会福祉総務費では一千三百五十四万七千円の補正増で、説明欄の三行目、障害者自立支援給付事業において、補装具等、訪問系・日中活動系サービス等介護給付費等の動向によりまして、一千二百十九万六千円を増額いたしました。

また四行目、五行目の国民健康保険特別会計繰出金、介護保険事業特別会計繰出金は、給与改定等に伴う人件費の増額により、それぞれ三十四万五千円と四十五万二千円を増額いたしました。

なお、六行目の社会保障・税番号制度システム整備事業の財源

更正は、国庫補助基準額の減額によるものでございます。

次に目の十でございます。後期高齢者医療費では八百七十万三千円の補正増で、後期高齢者医療療養給付費の増加により、町負担分として後期高齢者医療事務費八百七十万三千円を増額いたしました。なお、財源内訳としましては国庫補助金百五十四万九千円の減額で、これも社会保障・税番号制度システム整備事業の国庫補助基準額の減額によるものでございます。

十九ページ、項の二児童福祉費、目の一児童福祉総務費では四百五十万円の補正増で、説明欄の三行目、障害児通所給付事業において、放課後等デイサービスの利用者の増加によりまして三百三十八万二千円を増額いたしました。

四行目、子ども・子育て支援事業の妊婦健康診査と延長保育事業及び乳幼児保育対策事業（私立分）において、それぞれの動向によりまして百十八万六千円の増、それから六十万と百十二万一千円の減額となり、総額で五十三万五千円の減額となりました。

五行目、公立保育所維持管理事業の財源更正は、子ども・子育てにと御寄附いただきましたふるさと納税寄附金の一部八万円を充当するものでございます。

六行目、社会保障・税番号制度システム整備事業の財源更正は、これも同じく国庫補助基準額の減額によるものでございます。

目の二児童措置費では三千二十八万円の減額補正でございます。説明欄一行目、私立保育所運営事業の当初見込みと実績見込みとの差額分二千三百二十八万円、また二行目の児童手当支給事業でも、受給者の当初見込みと実績見込みとの差額分七百万円を減額するものでございます。

次に、款の四衛生費、項の一保健衛生費、目の一保健衛生総務費では八十一万円の補正増で、説明欄三行目、職員管理費の旅費

につきまして不足が見込まれる三万六千円を増額し、四行目の母子保健事業におきましては四十五万六千円の増でございます。内訳としましては、新生児聴覚検査、特定・一般不妊治療等の動向によりまして三十六万三千円を、また養育医療費の動向によりまして九万三千円を増額し、四十五万六千円の補正増となっております。

二十ページでございます。

目の四斎苑費では、需用費において電気料が電気事業者への切りかえに伴い減額となりました。それから、水道料金の使用料の減によりまして、当初見込みより減額の見込みとなりましたので、百七十万円を減額いたしました。

次に、五目でございます。公害対策費では、高度処理型合併浄化槽設置事業費におきまして補助額が決まりましたので、執行見込み額と現行予算との差額一千三百六万五千円を減額いたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

十一ページをお開きください。

まず款の十二使用料及び手数料、項の一使用料、目の二衛生使用料でございます。清華苑使用料、火葬及び式場の使用件数が当初予定よりも減少したため、一千二百七十万円を減額いたしました。

次に、款の十三国庫支出金、項の一国庫負担金、目の一民生費国庫負担金につきましては、事業費の実績見込みにより、節の一社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金六百九万七千円を増額いたしました。

節二児童福祉費負担金の保育所運営費負担金、私立分でございますが、実績見込みの減により六百九十九万九千円を減額し、障害

児通所給付費負担金は、実績見込みの増により百六十九万円を増額し、また節の四児童手当負担金では、実績見込みの減により五百四十七万三千円を減額いたしました。

目の二衛生費国庫負担金では、養育医療費の実績見込みにより、保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金四万六千円を増額いたしました。

次に、項の二国庫補助金、目の一総務費国庫補助金につきましては、地方公共団体における社会保障・税番号制度の導入に伴う個人番号カード交付事業費の補助金としまして五百二十三万二千円を増額いたしました。

目の二民生費国庫補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費において、国庫補助基準額の減額により、節の一社会福祉費補助金、節の二児童福祉費補助金、節の三後期高齢者医療補助金で、それぞれ四百五十一万二千元、五十九万円、百五十四万九千円を減額いたしました。

また、十二ページの説明欄二行目、保育事業実績見込みの減によりまして地域子ども・子育て支援事業補助金二十万円を減額しております。

目の三衛生費国庫補助金では、国庫補助金の額が決定しましたことよって、保健衛生費補助金の循環型社会形成推進交付金四百三十五万五千円を減額しております。

次に、款の十四県支出金、項一県負担金、目一民生費県負担金につきましては、事業費の実績見込みにより、社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金三百四万八千円を増額いたしました。

節の二児童福祉費負担金の保育所運営費負担金、私立分でございますが、実績見込みの減により三百四十五万四千円を減額し、

障害児通所給付費負担金は実績見込みの増により八十四万五千円を増額し、また節の四でございますが、児童手当負担金は実績見込みの減によって七十六万二千円の減額となっております。

目の二衛生費県負担金では、養育医療費の実績見込みにより、保健衛生費負担金の母子保健衛生費負担金二万三千円を増額しております。

十三ページの項の二県補助金、目の二民生費県補助金では、事業費の実績見込みの減により、低年齢児保育対策事業補助金で五十六万円、延長保育事業の実績見込みの減により、地域子ども・子育て支援事業補助金二十万円を減額いたしました。

また、目の三衛生費県補助金では、県補助金は国庫補助金と同額とするため、節の一保健衛生費補助金の高度処理型合併浄化槽設置事業補助金四百三十五万五千円を減額し、一般不妊治療助成事業費では、実績見込みにより一般不妊治療（人工授精）助成事業補助金十一万二千円を増額いたしました。

最後に、十四ページの款の十六寄附金、項の一寄附金、目の二総務費寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金のうち八万円を公立保育所維持管理事業に充当し、財源更正をするものでございます。

また、目の三民生費寄附金は、社会福祉費にと御寄附をいただきました百万円を補正増するものでございます。

以上で、住民福祉部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 続いて、柏刈産業建設部長、補足説明。

○産業建設部長（柏刈裕昭君） それでは、産業建設部関係の補足

説明をさせていただきます。

十六ページをごらんください。

総務費、総務管理費、五目財産管理費の説明欄三行目、公共施設等総合管理計画作成業務ですが、ふるさと納税寄附金百七十一万円を充当するため財源更正を行いました。

次に、六目、養老鉄道活性化事業におきまして七千三百万円を増額計上させていただきました。これは、岐阜県と関ヶ原町との広域連携による養老鉄道と近隣観光地の活性化事業として、近隣と連携を強化し養老鉄道の利用促進につなげるものでございます。

事業内容は、まずシャトルバス事業として、養老駅から養老公園内を結ぶシャトルバスを運行する事業に七百万円、養老駅拠点化事業として、養老鉄道沿線全体の情報発信拠点とする観光案内所の整備、観光コンシェルジュの配置、フリーWi-Fi基地局の設置、これらの事業に四百万円、養老プロムナード事業として、養老駅前において屋台村等のイベントの開催、養老駅から養老公園内園路のイルミネーション及び滝のライトアップ、これらの事業に六千万円、また相互情報発信事業として、関ヶ原町と連携して養老駅に電子看板を設置し、広域バスや鉄道などの交通情報及び相互の観光情報を発信する事業に二百万円、この四事業を計画しており、総事業費七千三百万円を計上いたしました。

なお、この事業は、国の地方創生加速化交付金を活用するもので、七千三百万円のうち七千二百万円をこの交付金を財源に支出するものであります。また、七千三百万円全額は平成二十八年度に繰り越すものでございます。

次に、十七ページの七目地域振興費のオンデマンドバス運行事業費ですが、ふるさと納税寄附金百七十五万円を充当するため財源更正を行いました。

次に、二十ページの労働費、労働諸費、一目労働諸費の労務関係負担金では、西美濃地域の十二市町や主な企業で構成する大垣

労務推進協会において、地方創生加速化交付金を活用し、広域連携によるUターン・Iターン就職支援事業を実施するため、その運営補助金として五十万円を増額計上いたしました。これも平成二十八年度へ繰り越すものでございます。

次に、農林水産業費の農業費、三目農業振興費では、競争力強化生産総合対策条件整備事業で、本年度、JAが実施予定でありました東海環状自動車道整備の移転に伴う新たな育苗センター建設について、国の事業採択が受けられず事業の実施ができなかったため、補助金相当分二億七千九百四十四万円を減額いたしました。

次に、五目土地改良費では、県単土地改良事業費で、かんがい排水工事等の工事差金や事業内容の変更により五百二十万五千円を減額し、実施事業費の減により県営かんがい排水事業負担金で、町負担分五百七十七万九千円を、県営広域営農団地農道整備事業負担金で二百二十七千円をそれぞれ減額いたしました。

また、多面的機能支払交付金事業では、活動組織の対象農地面積の変更に伴い、町の負担分三百八十九万八千円を減額し、排水機保守点検技術管理指導助成金では、事業の実施主体である県土連への県補助金の増額に伴い、土地改良区の費用負担が減少いたしましたので、町の助成金百五十三万九千円を減額いたしました。次に、二十一ページの林業費、二目林業振興費の有害鳥獣駆除事業費では、有害鳥獣の捕獲数が減少したことに伴い、捕獲報償費三百万円を減額いたしました。

次に、商工費の商工費、二目商工業振興費の企業誘致推進事業費では、企業立地に係る土地調査業務について外部委託を行わなかったため、不用額百万円を減額いたしました。また財源について、ふるさと納税寄附金三百万円を充てるため財源更正を行いま

した。

次に、三目観光費の観光関係負担金では、西美濃地域の十二市町で構成する西美濃広域観光推進協議会において、地方創生加速化交付金を活用し、広域連携による国内・海外への観光プロモーション事業を引き続き実施するため、その負担金として、五百万円を増額計上いたしました。こちらも平成二十八年度へ全額繰り越すものでございます。

また、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業では、養老公園誘客推進事業による店舗修景等工事補助金について、申込店舗が当初見込みより少なかったため、不用額六百三十万円を減額いたしました。

次に二十二ページ、土木費、河川費、一目の河川総務費の河川関係負担金で二千八十四万二千円を減額いたしました。

内訳としましては、県営かんがい排水事業（東八間地区）で、県の実施事業費の減により、町の負担分二百八十八万九千円を、東八間西側用排水路改良工事（県単土地改良事業費）で、入札差金や事業内容の変更により二百九十五万三千円を、津屋川改修に係る町受託費で、県の工事施行の見直しにより今年度施行の発注が延期されたため、一千五百万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、都市計画費、四目下水道整備費の公共下水道事業特別会計繰出金では、給与改定に伴う人件費分十六万五千円を増額いたしました。

次に、歳入について御説明申し上げます。

十ページをごらんください。

分担金及び負担金の分担金、二目農林水産業費分担金では、実施事業費の減により農業費分担金の県単土地改良事業分担金で、二百七十八万八千円を減額いたしました。

次に十三ページ、県支出金、県補助金、四目農林水産業費県補助金では、実施事業費の減により、農業費補助金で県単土地改良事業補助金を二百十万七千円、競争力強化生産総合対策事業補助金を二億七千六百九十四万円、多面的機能支払交付金事業補助金を二百九十二万三千円をそれぞれ減額いたしました。

また、林業費補助金では、実施事業費の減により、野生生物保護管理事業補助金七十六万五千円を減額いたしました。

次に、五目商工費県補助金では、養老公園滝谷店舗修景等事業費の減額により、県営公園誘客推進事業費補助金三百万円を減額いたしました。

次に、委託金の三目農林水産業費委託金では、実施事業費の減により、林業費委託金の有害鳥獣駆除事業委託金六十八万六千円を減額いたしました。

次に、十五ページの町債、町債、一目農業債においては、実施事業費の減により、県営かんがい排水事業債五百四十万円、県営農道整備事業債百九十万円をそれぞれ減額いたしました。

それから、六ページの繰越明許費補正をごらんください。

二行目の総務費、総務管理費、広域連携による養老鉄道と近隣観光地の活性化事業、これ、歳出でも御説明いたしました七千三百万円、また労働費、労働諸費のＵターン・Ｉターン就職支援事業で五十万円、商工費、商工費、国内・海外プロモーション事業を繰越明許するものでございます。

産業建設部の説明は以上とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 続いて、堀田消防長、補足説明。

○消防長（堀田明男君） 続きまして、私からは消防本部に関する補正予算の説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明をさせていただきます。

二十三ページをくらんください。

款九消防費、項一消防費、目一常備消防費では、消防施設等維持管理事業で、委託料の設計監理委託料として消防救急デジタル無線整備工事管理委託契約差金三十五万円、工事請負費として消防救急デジタル無線整備工事入札差金二千五百七十一千円を減額いたしました。

次に、目二非常備消防費では、退職団員報償金事業で、報償費の退職報償金百二十八万八千円、退団記念品三万三千円、非常備機械器具購入事業では、備品購入費として、消防自動車購入差金四十一万円を減額いたしました。

次に、十二ページの歳入について御説明申し上げます。

款十三国庫支出金、項二国庫補助金、目六消防費国庫補助金、これにつきましては、消防救急デジタル無線整備工事に伴う消防費補助金として緊急消防援助隊設備整備費補助金六千七百一十一万四千円を計上いたしました。

続きまして、十五ページの款十九諸収入、項四受託事務収入、目一消防事務受託収入では、消防救急デジタル無線整備工事業の実施事業費の減額に伴う大垣市常備消防事務委託金一千二百七十六万円を減額いたしました。

款二十町債、項一目四消防債につきましては、実施事業費の増額により、消防自動車購入事業債十万円を増額し、補正後の借入限度額を一千二百六十万円にいたしました。消防救急デジタル無線整備工事ににつきましては、実施事業費の減額、消防費の国庫支出金の計上、地方債費目変更により、消防救急デジタル無線整備事業債一億四百二十万円を減額し、補正後の借入限度額を八千万円に変更するものでございます。

消防救急デジタル無線整備工事ににつきましては、起債対象経費

が消防救急デジタル無線設備機器全体を対象とした起債総額から、通信使用機器のみを対象とした共通波と活動波に分けた負債額となり、当初起債予定額一億八千四百二十万円から、共通波部分三千五百五十万円と、活動波部分四千四百五十万円の合計八千万円が起債総額となり、一億四百二十万円減額いたしました。

以上で、消防本部に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 続きまして、佐藤教育委員会事務局長、補足説明。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（佐藤嘉但君） それでは、私から、教育委員会に関する補正予算の補足説明を申し上げます。

最初に、歳出の説明からさせていただきます。

十七ページをお開きいただきたいと思っております。

なお、一般職員の人件費につきましては、総務部の説明がございましたので、省略させていただきます。

まず、十七ページの款二総務費、項一総務管理費、十八目まちづくり整備基金費でございますが、社会教育費寄附金の御寄附を賜りましたので、基金に積み立てるため百五十万円を増額いたしました。

続きまして二十三ページ、款十教育費、項一教育総務費、二目事務局費の留守家庭でございますが、説明欄の留守家庭児童教室事業では、指導員数の減により賃金七百二十七万円を減額し、子ども子育て支援事業につきましても、同様の理由により賃金九十一万四千円の減額となり、賃金におきまして合計八百八十四万四千円の減額となりました。

続きまして二十四ページでございますが、項二小学校費、一目学校管理費では、小学校管理事務におきまして電気料及び水道料

が当初予算より減額の見込みとなり、需用費におきまして二百六十五万七千円を減額させていただきました。また、小学校校舎等施設整備事業におきましては、日吉小学校特別教室棟外壁改修工事の実績額確定によりまして、工事請負費におきまして百二十二万五千円を減額いたしました。

次に、項三中学校費、一目学校管理費では、中学校校舎等施設整備事業におきまして、東部中学校大規模改造工事に係る監理委託業務の実績額により、委託料四十八万六千円を減額し、工事請負費におきまして、東部中学校大規模改造工事の実績額やその他工事の実績見込みによりまして、四百五十七万七千円を減額いたしました。

次に、項四幼稚園費、一目幼稚園管理費では、幼稚園管理事務におきまして、幼稚園教諭の育児休業等により臨時職員での対応となりましたので、賃金九十万四千円を増額いたしました。

次に、二十五ページの項五社会教育費、二目社会教育総務費では、職員の人件費として七十五万七千円を増額いたしました。

次に、項六保健体育費、一目保健体育総務費では、日独交流事業費について、ふるさと納税寄附金百七十五万円を充当するため財源更正をいたしました。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

十四ページをお開きください。

款十六寄附金、項一寄附金、五目教育費寄附金では、図書館図書購入費として御寄附を賜りましたので、百万円と、それから青少年健全育成にということで御寄附を賜りまして、五万円の合計百五万円を増額いたしました。

次に、十五ページの款二十町債、項一町債、五目教育債では、学校教育施設環境改善事業債として、小学校債においては、財源

対象である日吉小学校特別教室棟外壁改修工事の確定によりまして七十万円を減額し、同じく中学校債におきましても、東部中学校大規模工事、第三期、第四期でございますが、確定によりまして二千五百三十万円を減額し、合計二千六百万円を減額いたしました。

最後に、七ページでございますが、「第三表 地方債補正」の変更、番号九の学校教育施設環境改善事業債についてでございますが、借入限度額を二千六百万円減額し、補正後の借入限度額を一億七千六百万円とするものでございます。

以上で、教育委員会に関する補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後二時四十分といたします。

（午後二時二十六分 休憩）

（午後二時 四十分 再開）

○議長（松永民夫君） 休憩を閉じ会議を再開します。

次に、日程第三十一、議案第二十三号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十三号

平成二十七年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出それぞれ二千七百八十四万五千円を追加し、予算総額を四十三億四千二百六十二万七千円とするものでございます。

補正いたしますものは、給与改定等に伴う人件費の増額措置のほか、医療費の動向を踏まえ、保険給付費の総支払い見込み額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 高木住民人権課長、補足説明。

○住民福祉部住民人権課長（高木 勉君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

最初に、八ページの歳出について御説明を申し上げます。

総務費の総務管理費、目一般管理費では、国保関係職員費で職員の給与改定等に伴い給料七万九千円、職員手当等十六万二千円、退職手当組合負担金一万三千円、共済費四万九千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、保険給付費につきましては、これまでの医療費の動向を踏まえ、年度内における総支払い見込み額を推計しましたところ、不足が予測される療養諸費の目一般被保険者療養給付費で一千五十万円、目一般被保険者療養費で四百万円、高額療養費の目一般被保険者高額療養費で一千三百万円をそれぞれ増額いたしました。

次に、九ページの保健事業費の保健事業費、目保健衛生普及費では、国保関係職員費で職員の給与改定等に伴い、給料四千円、職員手当等三万一千円、退職手当組合負担金一千円、共済費六千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

保険給付費の増額に伴い、国庫支出金の国庫負担金、目療養給付費負担金で八百八十万円、国庫補助金の目財政調整交付金で二百四十七万五千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、県支出金の県補助金、目財政調整交付金については、保険給付費の増額に伴い、二百四十七万五千円を増額いたしました。次に、七ページの繰入金の他会計繰入金、目一般会計繰入金では、人件費の増額に伴い、職員給与費等繰入金三十四万五千円を増額し、財源調整として、繰越金で一千三百七十五万円を充当するものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。
質疑はありますか。

「ありません」の声あり

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十二、議案第二十四号 平

成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十四号

平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ百五十四万六千円を追加し、予算総額を一億五千七百二十二万六千円とするものでございます。

補正いたしますのは、給与改定等に伴う人件費の増額のほか、施設管理備品の修繕費及び消費税の不足分を計上いたしました。詳細につきましては、担当課長に補正説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 川地産業建設部参事、補正説明。

○産業建設部参事兼農林振興課長（川地豊己君） それでは、私のほうから補正説明をさせていただきます。

最初に、七ページの歳出について御説明をさせていただきます。歳出につきましては、款一総務費、項一総務管理費、一目一般管理費で、人事院勧告に伴います給与改正に伴い、食肉事業センター関係職員費で十五万四千円、退職手当組合負担金で一万二千円、共済費で三万六千円を増額いたしました。

また、食肉事業センター管理費では、食肉処理備品の修繕費及び平成二十六年分消費税額の確定により、中間申告納付額の増に伴い、総額で百三十四万四千円を増額し、一般管理費総額で百五十四万六千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入をごらんください。

歳入につきましては、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針に基づきまして、養老町が支出した放射性物質測定機器等の購入費用の財産的損害の賠償金として、款七諸収入、項二雑入、二目弁償金で百五十四万六千円を増額いたしました。

なお、弁償金百五十四万六千円を全額一般財源に充当いたします。

以上で、議案第二十四号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第二号）についての補正説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十三、議案第二十五号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十五号 平成二十七年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入の営業収益を一千六百五十二万四千円減額し、補正後の予算額を四億五千六百七十六千円に改め、収益的支出の営業費用を二千二百七十七万二千円減額し、補正後の予算額を四億一千二百二十三万四千円とするものでございます。

また、資本的収入の企業債、負担金、国庫補助金で一億八千二百四十四万四千円減額し、補正後の予算額を五千四百六十五万六千円に、資本的支出の建設改良費で二千三万八千円減額し、補正後の予算額を四億四百四十五万円とするものでございます。

これらの補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、一億八千八百五十八万八千円から三億四千九百七十九万四千円に、過年度分損益勘定留保資金につきましては、一億二千四百一十一万四千円から二億八千五百三十二万円と

なりません。

詳細につきましては、水道課長に補足説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 桐山水道課長、補足説明。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

十六ページをごらんください。

収益的収入につきましては、営業収益の二目受託工事収益におきまして、西小倉地区の上水道加入に伴い予算を計上しておりますが、工事期間が単年度ではないこと、配水管布設に伴い、順次取り出し工事を開始していることから、受託工事収益として会計上処理することが難しいため、四条資本的収入のその他負担金として計上し直すことといたしました。当初予算では、西小倉加入分を百四十七戸掛ける十二万円で千七百六十四万円と計上しておりましたが、通年における受託給水工事件数の増加により、増加分百一十一万六千円を差し引いて、千六百五十二万四千円の減額としました。

また、収益的支出につきましては、営業費用の二目配水及び給水費におきまして、配水管等修繕工事の減少から修繕費を四百四十万円減額、国際的な原油安等の影響により燃料単価が下がったため、ポンプ場稼働電気料金が減少したことより動力費を百五十万円減額し、合計五百九十万円減額しました。

営業費用の三目受託工事費につきましては、受託給水工事費の支出により収益として振り替えることから、営業収益二目の受託工事収益と同額の一千六百五十二万四千円の減額となりました。

営業費用の四目総係費につきましては、人事院勧告による給料の改定に伴い人件費を補正するものでありまして、給料で五万六

千円、職員手当等で十五万四千円、法定福利費で四万二千円をそれぞれ増額し、合計二十五万二千円増額しました。

続きまして、十七ページの資本的収入につきましては、項一の企業債を借入れする必要がなくなりましたので、起債を廃止いたしました。

項二の負担金につきましては、三条会計からの振替分一千七百六十四万円と、二十七年度的に入り三戸の追加加入申し込み分三十六万円、合計一千八百万円をその他負担金として計上しました。

項四の国庫補助金につきましては、厚生労働省の指針により、ほぼ全国市町村一律で要求額の三割減となった結果、九百二十四万四千円の減額となりました。

続きまして、十八ページの資本的支出につきましては、建設改良費一目の配水設備拡張費において一千百十五万円の減額としました。これは養老線美濃高田三号踏み切り水道管試掘工事を行い、近鉄との協議の結果、現状の横断管を使用できることになったため、近鉄軌道下推進実施設計委託料を大幅に減額することができたためでございます。

建設改良費二目の配水設備改良費につきましては、補助対象事業の耐震管布設がえ工事を重点的に施行したことで、入札差額により工事請負費を七百七十八万八千円減額いたしました。

四目の固定資産購入費につきましては、西小倉送水ポンプ場予定地の購入につきまして、協議継続中のため百十万円の減額としました。

以上で補足説明といたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十四、議案第二十六号 平

成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十六号

平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ十六万五千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三億四千八百五十四万一千円とするものでございます。

最初に、七ページの歳出については、給与改定に伴い人件費を補正するものでございまして、給料で一万七千円、職員手当等で十二万二千円、共済費で二万六千円をそれぞれ増額いたしました。次に、六ページの歳入については、財源である一般会計繰入金を十六万五千円増額するものでございます。

以上で、議案第二十六号 養老町公共下水道事業特別会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

「「ありません」の声あり」

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十五、議案第二十七号 平

成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十七号

平成二十七年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ百二十八万二千円を追加し、予算総額を二十五億四千二百七十二万七千円とするものでございます。

補正する主な内容は、給与改定等に伴う人件費の増額措置のほか、介護保険給付費の動向を踏まえ、保険給付費の必要額を計上いたしました。

詳細につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（松永民夫君） 野村住民福祉部長、補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（野村博治君） 補足説明をさせていただきます。

最初に、八ページをお開きください。

歳出について御説明を申し上げます。

総務費の総務管理費、目の一般管理費では、職員の給与改定等によりまして、給料五万八千円、職員手当等で十五万三千円、共済費四万円をそれぞれ増額いたしました。

説明欄の四行目でございますが、社会保障・税番号制度システム整備事業としまして財源更正をしております。これは、国庫補助金の基準額が減額になったためでございます。

次に、保険給付費の介護サービス給付費、目の一居室介護サービス給付費につきましては、保険給付費の項の三、四、五の目の審査支払手数料、高額介護・高額医療合算介護サービス費の補正増による調整分として、同額の二百九十九万九千円を減額いたしました。

サービス給付諸費の目の一審査支払手数料、高額介護サービス費の目の一高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、目の一高額医療合算介護サービス費につきましては、それぞれの動向によりまして、六万四千円、二百三十九万六千円、五十三万九千円を増額しております。この三つの款の合計で二百九十九万九千円の増額となりますが、二款の保険給付費全体としては、差し引き補正額ゼロとなります。

続きまして、地域支援事業費の地域支援事業費、目の一地域支援事業費では、同じく職員の給与改定等によりまして、給料二万八千円、職員手当等七万七千円、共済費二万一千円をそれぞれ増額して、十二万六千円の補正増となっております。

十ページをごらんください。

包括的支援事業・任意事業費、目の四任意事業費では、寝たきり高齢者等生活用品購入費助成事業、家族介護慰労金の支出動向によりまして、不足する額九十万五千円を増額しております。次に歳入の説明をさせていただきますので、六ページをお開きください。

まず、地域支援事業の補正に伴いまして、国庫支出金の国庫補助金、目の三地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）で三九%分の四十万二千円を増額しております。

目の四介護保険事業費補助金では、社会保障・税番号制度システム整備費の国庫補助基準額の減額により、四百二万三千円を減

額いたしました。

県支出金の県補助金でございます。目の二地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）では、一九・五%分に当たります二十万一千円を増額いたしました。

繰入金の他会計繰入金、目の三地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）でも、同様の理由で一九・五%分の二十万一千円を増額し、目の五その他一般会計繰入金では、職員の給与改定等により、職員給与費等分として二十五万一千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、七ページの繰越金でございますが、歳入全体で不足する財源四百二十五万円を充てるものであります。

以上で補正説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十六、議案第二十八号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二

号）を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第二十八号

平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計補正予算（第二号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ二十一万八

千円を追加し、予算総額を一千百五十五万九千円とするものでございます。

最初に、七ページの歳出につきまして御説明を申し上げます。

サービスマニヤ事業費の介護予防支援事業費、目介護予防支援事業費では、介護予防支援プラン作成に係る給付単価改正により、不足する額二十一万八千円を増額いたしました。

六ページの歳入でございますが、補正する財源につきましては、繰越金二十一万八千円を充てるものでございます。

以上で、議案第二十八号 平成二十七年養老町介護サービスマニヤ特別会計補正予算（第二号）についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

「ありません」の声あり

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第二十九、議案第二十一号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更についてから日程第三十六、議案第二十八号 平成二十七年養老町介護サービスマニヤ特別会計補正予算（第二号）までの八議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託・審査したいと思っております。これに御異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの八議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査することに決定いた

しました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三十七、議案第二十九号から

日程第三十九、議案第三十一号までの三議案は一括上程後、本日は、提案理由の説明を受け、総括質疑のみを行います。

それでは、日程第三十七、議案第二十九号 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、日程第三十九、議案第三十一号 平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの三議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま一括上程を賜りました議案第二十

九号 平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてから、議案第三十一号 平成二十八年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまで、一括で御説明をさせていただきます。

まず、食肉事業センター特別会計につきましては、今回、議案第三十五号の平成二十八年養老町立食肉事業センター特別会計予算で、歳入歳出それぞれ一億四千三百四十万円を計上しておりますが、食肉事業センター整備事業を実施するために四千五百八十万円を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第三十八号の平成二十八年養老町公共下水道事業特別会計予算で、歳入歳出それぞれ三億四千六百五十万円を計上しておりますが、公共下水道整備事業を実施するため二億三千七百五十二万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第三十九号の平成二十八年度養老町農業集落排水事業特別会計予算で、歳入歳出それぞれ二千九百五十万円を計上しておりますが、農業集落排水整備事業を実施するために二千二百五万三千円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で、議案第二十九号から議案三十一号までの一括提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでは総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第四十、議案第三十二号から日程第五十、議案第四十二号までの十一議案は、町長の施政方針並びに予算内示会で説明を受けておりますので、提案理由の説明は省略し、本日は、一括議題として上程後、直ちに総括質疑を行いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第四十、議案第三十二号 平成二十八年度養老町一般会計予算から、日程第五十、議案第四十二号 平成二十八年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一議案を一括議題といたします。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は予算特別委員会を設置し、その委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今回の予算編成については、非常に苦心さ

れたかなあと、基金の取り崩しもありますし、繰越金も減っております。

そういったことで、毎日、新聞報道では少子・高齢化、人口減少というようなことがうたわれておりますが、町長の政治理念であります協働の理念というように、私は過去のアメリカの三十五代大統領、ケネディの名言集がありますが、その中で、「国家に対して何を望むかより、自分がこの国家に何を奉仕できるか」と、こういうことがやはり協働理念に通じるところかと思っております。そういったことで、住民にいろんな施策をやられるにおいては、ぜひ協力していただきたいと、こういう熱意が今では伝わってこないかなあと、町長の熱意が町民に本当に伝わっているのかなあと、思うと、ちょっと疑問符を打ちたいなあと、このような考えの中で、今、五次総の見直しもやってみえます。

そういったことで、町長就任以来、早々五次総合計画が立てられたときに答申が出たと思いますが、その中で二点だけ、ちょっと確認したいと思いますが、この中で、真に町民の福祉の向上に資する事業を実施するためには、職員の資質向上が求められると、このようにうたっております。これについて、町長就任以来、やがて六年目に入ろうとしていますが、そういったことをどのよう

に今まで取り組んできたか、それから今後どのように取り組んでいくか、その点と、もう一点、今は我々地元の上多度地区でも自治町民会議ができました。それで、協働理念がそれで徐々に広まっていけば、養老町の本町の町民の力が一致団結して発揮されていくと、こういうことで、今、広報にもございましたように、笠郷のほうでも立ち上げるというような流れの中で、今後の町長の取り組み方、この二点、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをしたいと思います。

職員の資質向上への取り組みというようなことでございますけれども、就任当初より、なれない環境の中でわからない点も多くございましたけれども、まず職員間の意思の疎通といいますか、やはり縦割り行政になっている部分も多分にありますし、それが解消されたというわけでもございませぬけれども、そういったことのないような訓示等で意識の変革を求めていくということも一つでございますし、それから、まず今年度にはちよつとずれ込んでしまいましたが、職員の実力試験と、それから作文による本人の資質の見きわめというようなことにも取り組んでおるところでございます。

また、就任当初より大変御迷惑をかけた斎苑の問題等が発覚をいたしましたところで、やはり公務員としての基本でございます公僕である意識の醸成というものにも取り組んできたつもりでございます。

まだ納得もしていただけない部分もあるかというふうに思いますが、就任当初に申しました、役場は町内で最大のサービス企業であるという信念のもとに、総合窓口等を設置させていただきました。

まして、住民へのサービスの向上を図ったところでございます。そういったところで、時々「大変親切な窓口だ」というような褒めの言葉もいただいております。少しずつではありますけれども、進めさせていただいていると思っております。

また、なお縦割りの部分を、やはり庁内で連携のとれたような形でこれから進めていくということが、住民サービスのより一層の向上につながるのかなあというふうに考えているところでございます。

それから、町民会議につきましては、昨年、上多度地域が立ち上げをしていただきました。そして、今年度四月に笠郷地区が町民会議の設立に向けて今準備をいただいているところでございます。当初、私ももつと早くいろんな地域が名乗りを上げて進めていただけるといふふうな思いでありましたけれども、やはりこの協働という意識の浸透といえますか、そういった説明不足等もあつたかと思えますけれども、なかなかそういった認識に至っていないということでございます。

そこで、ことしは私も、最近公民館活動でもお話をさせていただいているんですけども、やはり国民健康保険が非常に医療費が多くなつて、その点で皆様方に、やはり健康に対する意識をもう少し上げていただくというお話の中で、一人一人が健康に留意することによつて医療費も下がるんだと、やはり住民の方一人一人がそういった意識にしていたらかなければ、医療費の減少にもつながらないというふうなお話をさせていただく中で、これからもつともつと行政頼りでなく、やはり住民が主体となるようなまちづくりに取り組んでいきたいというふうな思いでございます。そういったことで、縦割りになっている今の組織体系、地域における団体等の組織体系を、横串を刺したような形になるのがこ

の町民会議でございますので、そういった意味で、これからものと詳しく説明をさせていただきながら、なるべく早いうちに全地域にこの町民会議が設立できるように進めていきたいというふうに思っております。

今回の総合戦略の中でも、この目標を達成するための原動力というの、やはり住民の一丸となった力だということのようなことを上げております。きょうの施政方針の中にも「地の利は人の和にしかず」という、今東海環状等も着々と進み、インフラは整備されてきておりますけれども、やはり地の利はよくなっても、本当に一致団結した心があれば、なお一層強い力になって百年の先まで力強くこの町が存続していくという思いでございます。

そういったことで、なお一層この協働に対する認識を深め、町民会議の設立に向けて進んでいきたいというふうに考えております。

議員の皆様方にもよろしく御協力をいただきますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五十一、発議第一号 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。

日程第三十七、議案第二十九号から日程第五十、議案第四十二号までの十四議案については、十一人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、日程第三十七、議案第二十九号から日程第五十、議案第四十二号までの十四議案については、十一人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第五十二、選任第一号 予算特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案は、委員会条例第七条第三項の規定により、議会において選任することになっており、同条第四項の規定では、議長が会議に諮って指名することになっております。

したがって、予算特別委員会には、十三番 水谷久美子君、十二番 青山貞一君、十一番 林輝見君、九番 田中敏弘君、七番 早崎百合子君、六番 吉田太郎君、五番 三田正敏君、四番 大橋三男君、三番 長澤龍夫君、二番 岩永義仁君、一番 北倉義博君、以上の十一人を選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員には、ただいまの十一人を選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時間は追ってお知らせいたします。

（午後三時二十一分 休憩）

（午後三時三十七分 再開）

○議長（松永民夫君） 再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） たいま桐山水道課長より訂正の申し出がございましたので、発言を許可いたします。

○産業建設部水道課長（桐山一則君） 議案第二十五号の平成二十七年年度養老町上水道事業会計補正予算（第三号）のページの第二条、右端のほうで、「第三条に定めた収益的支出の予定額」の「収益的」と「支出」の間に「収入及び収益的」を書き加えてください。続けて読みますと、「収益的収入及び収益的支出」というふうに訂正させていただきたいと思えます。

それからもう一つございまして、申しわけございません。三ページの提出年月日でございまして、「二十七年」となっておりますが、「二十八年」と訂正させていただきたいと存じます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

本日の会議時間は、会議規則第九条第二項の規定により、あらかじめ延長いたします。

休憩中に予算特別委員会が開催されました。その結果について、予算特別委員会委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 青山貞一君。

○予算特別委員長（青山貞一君） 予算特別委員会報告であります。ただいまの休憩中に、委員出席のもと、予算特別委員会を開催いたしました。

協議事項は、正・副委員長の互選であります。

協議の結果、委員長には、不肖私、青山貞一が指名推選により、また副委員長には、早崎百合子委員が指名推選により選任されました。

もとより微力な私ではございますが、委員各位の御協力をいただきながら、平成二十八年年度一般会計及び特別会計等の予算審査を行いたいと存じます。

なお、審査に当たっては、限られた日程の中ではありますが、町民目線により効率的かつ効果的な予算編成がなされるよう、一年間の全事業について慎重な審査を行い、各委員により指摘した事項が今後どのように予算執行されるかという継続的な視点を持って、決算議会に生かしていきたいと存じます。

以上、予算特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月十五日火曜日の午前九時三十分から開催されるよう要請いたします。

また、産業建設委員会は、三月十五日火曜日の午後一時三十分から開催されるよう要請いたします。

また、予算特別委員会は、三月七日月曜日の午後一時からと、八日火曜日、九日水曜日は午前九時から開催されるよう要請いたします。

お諮りします。

本日、田中敏弘君ほか十人から、発議第二号 野村永一議員に対する議員辞職勧告決議についてが提出されました。

本件を日程に追加し、追加日程第二として議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手多数です。

よって、発議第二号 野村永一議員に対する議員辞職勧告決議についてを日程に追加し、追加日程第二として議題とすることは

可決されました。

事務局から追加日程及び議案を配付いたします。

〔追加議事日程・議案配付〕

○議長（松永民夫君） それでは、追加日程第二、発議第二号 野

村永一議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

地方自治法第一百七十七条の規定により、除斥の対象となる八番

野村永一君の退場を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松永民夫君） この件につきましては、事前に弁明の申し

出がございませんので、発言を却下いたします。

野村永一君の退場を求めます。

〔発言する者あり〕

〔八番 野村永一君 退場〕

○議長（松永民夫君） お諮りします。

本案は、除斥者を除く全議員からの発案ですので、趣旨説明の後、質疑・討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本案については、趣旨説明の後、質疑・討論を省略し、採決を行うことに決定いたしました。

それでは、代表議員による趣旨説明を求めます。

九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ただいま上程をいただきました発議第二号

野村永一議員に対する議員辞職勧告決議についての趣旨説明を

いたします。

発議第二号 野村永一議員に対する議員辞職勧告決議について。

野村永一議員に対する議員辞職勧告決議についての議案を、別紙のとおり会議規則第十四条第一項及び第二項の規定により提出します。

以下、決議書の朗読をさせていただきます。

野村永一議員は議長に就任後に養老町と係争中の民事告訴（養老町斎苑使用料の着服事件）において、相手側の答弁書の証拠書類の中に議員にのみ配付した文書があり、その文書は野村議員が係争中の相手の母親にファクス（平成二十七年七月一日付）で送ったものが証拠書類として添付されていることを、議員数名が平成二十八年二月四日に大垣地方裁判所に出向き閲覧した結果、事実であることと確認いたしました。

よって、全会一致で養老町議会議員政治倫理条例の第三条第一項第一号の規定の「町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、町民の疑惑を招く恐れのある行為をしないこと。」に抵触すると思われるので、平成二十八年二月八日に同条例第六条第一項により審査会を設置し、審査いたしました結果、疑惑がより深刻で違反が明白と判断し、道義的責任は重く、住民に対する背信行為であるとの理由により、平成二十八年二月十五日に同条例第九条第一項第一号の議員の辞職勧告を講じました。しかしながら、本日まで議員辞職願の提出がなく、このままでは、議会が混乱し、議会に対する住民の信望を失墜させるのは明白である。

よって、本町議会は、みずから速やかに野村議員には町議会議員を辞職することを勧告するものである。

以上のとおり決議する。平成二十八年三月四日、養老町議会。

以上で趣旨説明を終わります。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

野村永一君の入場を許可します。

〔八番 野村永一君 入場〕

○議長（松永民夫君） 八番 野村永一君に報告いたします。

発議第二号 野村永一議員に対する議員辞職勧告決議については可決されました。

○議長（松永民夫君） これをもちまして、本日の議会日程にあり

ます議案の提案説明等は全て終了いたしました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日三月五日から三月十七日までの十三日間は、休会にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす三月五日から三月十七日までの十三日間は、休会することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会二日目は、三月十八日金曜日午前九時三十分より会議を開きます。

なお、終了後、養老鉄道存続特別委員会を開催いたしますので、議員の皆様は御参集ください。本日は御苦勞さまでございました。

（散会時間 午後三時五十四分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十八年三月四日

議長 野村 永一

新議長 松永 民夫

副議長 三田 正敏

議員 林 輝見